

医師国家試験事業外11試験事業 民間競争入札実施要項

令和 7 年 ○ 月
厚生労働省

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目的とするものである。

上記を踏まえ、厚生労働省は、公共サービス改革基本方針（令和4年7月5日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された医師国家試験事業外11試験事業（以下「試験実施事業」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

なお、試験実施事業の実施に当たっては、その重要性に鑑み、公正かつ的確に実施しなければならない試験実施事業全般の政策目標に十分配慮するものとする。

2. 試験実施事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき試験実施事業の質に関する事項

(1) 試験実施事業の概要

① 医師国家試験事業外11試験の概要

医師国家試験事業外11試験は、下記の各職種に必要な知識・技能を有するかどうかを判定することを目的に、年1回、厚生労働大臣が実施している。

厚生労働大臣が行う試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び採点、合格決定等を除く事務については、各地方厚生（支）局において実施しており、これらの事務がこの民間競争入札の対象となる。具体的には、会場確保、受験案内・願書・受験写真用台紙配付・受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等がある。

イ. 医師国家試験

医師国家試験は、医師法（昭和23年法律第201号）第9条及び第10条に基づき、厚生労働大臣が医師として必要な知識及び技能について行う試験である。

ロ. 歯科医師国家試験

歯科医師国家試験は、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第9条及び第10条に基づき、厚生労働大臣が歯科医師として必要な知識及び技能について行う試

験である。

ハ. 保健師国家試験

保健師国家試験は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が保健師として必要な知識及び技能について行う試験である。

二. 助産師国家試験

助産師国家試験は、保健師助産師看護師法第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が助産師として必要な知識及び技能について行う試験である。

ホ. 看護師国家試験

看護師国家試験は、保健師助産師看護師法第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が看護師として必要な知識及び技能について行う試験である。

ヘ. 診療放射線技師国家試験

診療放射線技師国家試験は、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が診療放射線技師として必要な知識及び技能について行う試験である。

ト. 臨床検査技師国家試験

臨床検査技師国家試験は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第11条及び第12条に基づき、臨床検査技師が医師又は歯科医師の指示の下に、人体から排出され、又は採取された検査として厚生労働省令で定めるもの（微生物学的検査、免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査及び遺伝子関連・染色体検査）及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うに当たり必要な知識及び技能について行う試験である。

チ. 理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験

理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第9条及び第10条に基づき、厚生労働大臣が理学療法士及び作業療法士として必要な知識及び技能について行う試験である。

リ. 視能訓練士国家試験

視能訓練士国家試験は、視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第10条及び第11条に基づき、厚生労働大臣が視能訓練士として必要な知識及び技能について行う試験である。

ヌ. 管理栄養士国家試験

管理栄養士国家試験は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第5条の2に基づき、厚生労働大臣が管理栄養士として必要な知識及び技能について行う試験である。

ル. 薬剤師国家試験

薬剤師国家試験は、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第11条及び第12条に基

づき、厚生労働大臣が薬剤師として必要な知識及び技能について行う試験である。

② 試験実施時期

試験は、試験ごとに年 1 回実施しており、概ね 2 月から 3 月に各 1 ～ 2 日間の試験日が設定されている。

(2) 民間競争入札の対象となる試験実施事業を行う地域（以下「入札対象地域」という。）

入札対象地域は次表のとおりである。すべての試験、すべての地域を一括して入札を実施する。

試験地	医師	歯科医師	保健師	助産師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士 作業療法士	視能訓練士	管理栄養士	薬剤師
北海道	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
青森県			○	○	○						
宮城県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
埼玉県										○	
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○	○						
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
石川県	○		○	○	○						○
大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	○	○	○	○	○	○	○				○
岡山県										○	
徳島県											○
香川県	○		○	○	○	○	○	○			
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
熊本県	○										
沖縄県	○		○	○	○		○	○		○	

○印を付した試験地で該当する試験を実施する。

(3) 民間競争入札の対象となる試験実施事業の詳細な内容

民間競争入札の対象となる試験実施事業（以下「入札対象事業」という。）は、会場確保、受験案内・願書・受験写真用台紙配付・受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等の業務である。

なお、令和 8 年試験より、医師及び歯科医師 2 職種の一部においては厚生労働省が構築した医療国家試験オンライン手続システム（以下、「Me-LeX」という。）を用いた手続を開始している。令和 9 年試験からは、医師、歯科医師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、薬剤師、管理栄養士の 9 職種において Me-LeX を本格導入し、残る保健師、助産師、看護師の 3 職種における Me-LeX の導入は令和 10 年試験からの導入を予定している。なお、本予定は令和 7 年度時点のものであり、各職種のオンライン上での手続開始年度は変更の可能性がある。

① 事業期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。（令和 9 年試験から令和 11 年試験までの受験案内・願書・受験写真用台紙配付・受付等、受験票の送付、試験会場

設営、試験の監督・運営、合格発表等並びに令和9年試験から令和12年試験までの会場確保業務（会場確保業務については④ハを参照のこと）

② 厚生労働省からの無償譲渡物件

各種マニュアル

- ・ 医政局所管国家試験実施細則、管理栄養士国家試験実施要領及び薬剤師国家試験実施細則
- ・ 受験願書や受付資料等の様式例
- ・ 業務参考事例集
- ・ Me-LeX使用にあたり整備すべきネットワーク環境の詳細資料
- ・ Me-LeX利用マニュアル

（注）上記資料は、入札公告後に、第三者に公表しないこと及び民間競争入札の目的以外には利用しない旨の譲渡申請書兼誓約書を厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室に持参した者、若しくは譲渡申請書兼誓約書を「tithouka_shiken@mhlw.go.jp」宛てに送付した者に譲渡する。なお、「業務参考事例集」とは、近年、入札対象事業を実施する際に発生した問題となる事象について、その内容、原因、重大度等を記載したものである。
※本件により提供した各種マニュアルについては返却不要とする。また、上記指定のメールアドレス宛てに譲渡申請書兼誓約書を送付した場合は、電子媒体での共有となる。

③ 業務の引継

民間事業者は、請負契約の終了に伴い請負う者に変更がある場合は、次に請負う者に対し必要な引継を書面でしなければならない。なお、民間事業者は、事前に当該書面について厚生労働省と調整を行い、厚生労働省の確認を得ること。また、必要に応じて厚生労働省が、業務終了前に現に業務を実施している民間事業者に対し、引継に必要な資料等を求めた場合は、民間事業者はこれに応じること。

業務の引継に必要な経費は、本業務を受注した民間事業者に発生した費用は当該事業者が負担することとし、それ以外の費用は次に請負う者の負担となる。

④ 事業内容

イ. 施設の概要

入札対象事業は、各試験において、それぞれ下記に示す程度の規模の出願者を対象として実施するものである。したがって、入札対象事業の実施に当たっては、これらの規模の出願者を収容可能な大学等の施設を借り受けた上で実施する必要がある。

現時点において想定している出願者数の規模(令和7年実施分)

医師国家試験	10,650人程度
歯科医師国家試験	3,500人程度
保健師国家試験	7,850人程度
助産師国家試験	2,150人程度
看護師国家試験	63,950人程度
診療放射線技師国家試験	4,150人程度
臨床検査技師国家試験	5,550人程度
理学療法士国家試験	13,350人程度
作業療法士国家試験	6,000人程度
視能訓練士国家試験	1,000人程度
管理栄養士国家試験	18,310人程度
薬剤師国家試験	14,900人程度

注:全試験会場の合計人数である

なお、試験区分、試験地別の内訳は次のとおりである。

試験地	医師	歯科医師	保健師	助産師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	管理栄養士	薬剤師
北海道	380	160	170	70	2,980	250	320	660	350		850	580
青森県			170	40	1,200							
宮城県	900	230	420	150	3,080	230	160	1,000	550		1,310	1,080
埼玉県											1,160	
東京都	3,550	1,500	2,600	650	19,600	1,480	2,250	4,210	1,750	550	5,530	5,770
新潟県	150	120	300	30	1,240							
愛知県	980	360	1,030	240	6,670	520	630	1,550	730		2,280	1,480
石川県	500		360	50	1,680							390
大阪府	1,560	520	1,160	430	10,830	850	960	2,900	1,300	450	3,420	2,890
広島県	600	90	480	110	3,530	240	190					780
岡山県											1,500	
徳島県												430
香川県	590		410	90	3,250	110	290	590	260			
福岡県	1,050	520	620	250	9,000	470	700	2,190	960		2,150	1,500
熊本県	250											
沖縄県	140		130	40	890		50	250	100		110	
計	10,650	3,500	7,850	2,150	63,950	4,150	5,550	13,350	6,000	1,000	18,310	14,900

数値のある欄の試験地で該当する試験を実施する。前記(2)参照。

ロ. 業務実施上の注意

入札対象事業は下記ハ～チの各工程からなっている。民間事業者は業務の実施に当たり、以下のことに注意するほか、担当者を定めた上で、厚生労働省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めること、また、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する国民の信頼を確保するように努めること。

また、今後の関係法令の改正等により試験制度に変更があった場合には、それに伴う所要の修正を行う場合がある。

- a) 入札対象事業の実施に当たり、作業フロー及び総括責任者、事業担当者等の作業体制、役割分担等、責任の所在を明確にすること。また、それぞれの事業担当部署の進捗具合を勘案して、進捗の遅れている事業担当部署に人員の再

配置を行うなど、状況に合わせて柔軟に補正対応が可能な体制となっていること。

- b) 入札対象事業の工程ごとの作業方針及びスケジュールの策定並びに訪問及び郵送での書面による受験願書の受付窓口住所地及び電話等による照会窓口の決定を厚生労働省と調整の上、令和9年試験については、令和8年5月中旬、令和10年試験については、令和9年5月中旬、令和11年試験については、令和10年5月末までに行うこと。
- c) 受験申請者からの問い合わせや苦情等に対する対応については、専用回線を敷設するなど適切に行うこと。問い合わせや苦情等受付に関する開設期間は、下記の期間を想定している。
 - ・医師、歯科医師国家試験・・・7月初め
 - ・保健師、助産師、看護師国家試験・・・8月初め
 - ・診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士国家試験・・・9月初め
 - ・管理栄養士国家試験・・・7月末
 - ・薬剤師国家試験・・・8月末
- d) 事故等が発生した場合は、関連するマニュアル等に従って、迅速に対応するとともに、速やかに厚生労働省に報告しなければならない。また、必要がある場合は、事故等発生後、速やかに厚生労働省に連絡して指示を仰ぐこと。

ハ. 試験会場の確保業務（12月～3月）

- a) 令和9年に実施予定の試験については、厚生労働省及び前請負民間事業者が令和8年3月末までに確保する試験会場を使用すること（試験会場の使用許可は入札対象事業を請け負う民間事業者が自ら取得すること。）。

令和10年以降に実施する試験については、これまでの借上げ実績及び受験願書の出願状況等を参考に、厚生労働省と協議の上、民間事業者において試験会場（試験室、予備室及び試験事務室）を前年度3月までに確保し、使用許可を得ること。令和9年から令和11年に実施する試験の試験会場について、最寄りの交通機関からの道順、目標物等を明示した試験会場の案内図を作成し、厚生労働省に送付すること。

なお、契約の最終年度においては令和11年度中に実施予定の令和12年試験までの試験会場を確保し、その使用許可又は内諾を受けた状態を当該試験以降に試験を実施する者に引き継ぎ、その内容を厚生労働省に報告すること。

- b) 試験会場については、空調設備（暖房。ただし沖縄については冷房。）を完備したものを確保すること。また、試験監督官等が受験者に個別に問題等を容易に配付できる広さの通路を確保するほか、原則として各受験者の間に1席分以上の間隔を確保するなど不正行為が容易にできない座席配置とすること。

また、経済連携協定（EPA）に基づく看護師国家試験受験者用の試験室を別途確保すること。なお、当該受験者については、厚生労働省が別途指示する。

- c) 身体に障害を有する者等の受験申請者を想定し、当該受験者用の試験室を別途確保すること。なお、受験申請者から提出される配慮事項申請書の受付方法や対応等については、厚生労働省が別途指示する。
- d) 試験日については、厚生労働省が別途指示するので、民間事業者は当該試験日における各会場の手配を行うこと。
- e) 試験会場については、原則として試験日前日から借り上げること。前日借り上げについては、概ね午後1時から4時間程度を想定している。
- f) 体調不良者等に対応するための予備室を別途確保すること。確保した予備室には受験者が横になって休める設備（例：簡易ベッド、コット）を複数用意すること。

二. 受験案内・願書・受験写真用台紙配付、受験願書受付業務

※a)～e)については業務が集中し、特にd)～e)の段階になると作業スケジュールが短期になる傾向があるため、作業工程や進捗管理について徹底すること。

※オンライン手続きについては、順次拡大方針であり、当面の間、本事業の対象職種についてはオンラインでの手続きと紙での手続きの両方併用となる。なお、完全オンラインへの移行については厚生労働省による判断による。

- a) 受験案内・願書配付（概ね8月上旬～翌年1月中旬、準備・審査期間を含む。）
 - 1) 民間事業者は、受験案内を作成し、厚生労働省から受験願書、受験写真用台紙ひな形について通知を受けた後に必要数を複製し、配付用の受験案内、受験願書、受験写真用台紙を所要数用意すること。受験写真用台紙については、必要数を厚生労働省から民間事業者へ送付する。
 - 2) 管理栄養士については、必要数の配付資料一式（受験要領（冊子）、別紙様式、コンピュータ入力カード、写真台紙、受験願書等送付用封筒）を厚生労働省から民間事業者へ送付する。
 - 3) 民間事業者は、受験申請者等からの請求に応じ、受験案内・願書・受験写真用台紙等の配付資料一式の郵送を行う。各職種養成学校への配付は厚生労働省が郵送にて行う。民間事業者は、郵送用の受験願書・受験写真用台紙の部数が不足するおそれが生じた場合には、事前に厚生労働省に連絡を行い、厚生労働省より資料の送付を受けること。
- b) 受験願書受付・審査（11月～翌年2月）
 - 1) 民間事業者は、訪問及び郵送での書面又はMe-LeXによる受験願書の受付を行うものとする。必ず試験区分、受付日、氏名、連絡先について受付記録を取ることとし、不備等の補正の際にも同様に受付記録を取ること。
 - 2) 受験願書の受付期間中においては、訪問による受験願書の受付を行うた

め、民間事業者は地方厚生（支）局エリアごとに、窓口を設置しなければならない。（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇を想定。）試験区分によって該当しない試験会場については、訪問受付窓口の設置は不要であるが、電話等による照会窓口は試験区分ごとに少なくとも1カ所は通年開設する必要がある。

従来の実績としては、訪問窓口の開設時間は出願期間中の土日祝日を除く午前9時から正午12時、午後1時から午後5時までに設定している。電話等による照会窓口は受験願書受付から合格発表まで実施していたことから出願期間終了後も合格発表日の10日後（土日祝日を除く。）まで（11月上旬から3月下旬頃まで）開設していたが、合格発表に関してはHP上での公表に限っているため照会窓口の開設期間は実績を踏まえて協議可能とする。

- 3) 郵送で受験願書の受付を行う際には、受験願書の送付先は、民間事業者において、個人情報が入力され収入印紙が貼付された受験願書を管理するのに適当な場所をあらかじめ確保した上で厚生労働省と協議し、指定された住所地とすること。受付に当たっては、受験願書記載事項の記載漏れ、記載誤り等がないか、試験免除がある場合はその証明となる書類の添付があるか、受験手数料相当額の収入印紙が貼付されているか、受験票返信用封筒の同封漏れ・切手の未貼付がないか、受験資格に係る証明書の添付漏れ・内容に問題がないか等を審査すること。審査は必ず複数の者によるダブルチェックを行うこと。
- 4) 受け付けた書類に不備があった場合は、原則として受験願書の返戻はせず、必ず本人に電話によって確認し補正すること（管理栄養士国家試験については、受験者が切手を貼付した返信用封筒がないことから、受験票返信用封筒の同封漏れ・切手の未貼付がないかの審査は必要ない）。郵送された資料に不備があった場合には、必要に応じてパスポートの原本や運転免許証の原本により本人確認を行うこと（管理栄養士については、本人確認資料の提出は不要）。書類が不足している場合は郵送又は窓口持参を受験者にお願いすること。事実確認であれば電話で出願者へ確認することも可能であるが、対応方法について判断が難しい場合には、速やかに厚生労働省に連絡し相談すること。返戻を行う必要がある場合には、着払いで送付すること。なお、作業の進捗状況により、速やかに審査を行う必要がある場合には、必要に応じて民間事業者の負担により返戻を行うこと。
- 5) 訪問による受験願書受付については窓口で直ちに3)と同様の審査を行い、不備等がある場合には出願者に返却して補正を求めるものとする。直ちに審査を行えない場合には、郵送の受付と同様に、原則として受験願書の返戻はせず、必ず本人に電話によって確認し補正すること。返戻を行う必要がある

場合には、着払いで送付すること。なお、作業の進捗状況により、速やかに審査を行う必要がある場合には、必要に応じて民間事業者の負担により返戻を行うこと。

- 6) Me-LeXで受験願書の受付を行う際には、受験願書の入力漏れや入力誤り等がないか、試験免除がある場合はその証明となる資料があるか、受験手数料が納付されているか等を審査し、必ず複数の者によるチェックを行い、出願者宛に審査結果通知を送信すること。受験願書の内容に不備があった場合は、Me-LeXにて差戻を行い、出願者に対し補正を求めるものとする。なお、受験願書の内容の確認のみを行う場合は、状況に応じて出願者に電話で確認することも可能とする。
 - 7) 本人確認の方法は、卒業学校による証明、受験者が受付窓口を直接訪問した際の確認又は写真付き身分証明書の原本での確認による。
 - 8) 受験者の氏名、年齢、生年月日等の個人情報が、他人に漏洩しないように厳重に管理すること。資料は必ず個人ごとに他の資料が混在しないよう整理・区分しての管理を徹底すること。出願者のデータについては管理簿となるデータベースを作成し、毎日受理日の入力を行って管理すること。なお、必要に応じて厚生労働省よりデータの共有を依頼する際には、Excel形式でのデータ出力を行い、厚生労働省に提出すること。
 - 9) 民間事業者において判断できない重要な記載不備等が認められた場合には、厚生労働省と協議すること。
- c) 受験番号の付番（11月～翌年2月）
- 民間事業者は、申請内容や添付資料に不備のないことを確認し、不備のないものについては受験願書等（受験願書、受験写真用台紙、受験票返信用封筒、卒業証明書等）の振り分けを行い、受験番号の付番を行うこと。なお、希望する受験地と異なる都道府県で受験する受験者が発生する場合には、厚生労働省と協議すること。
- 付番方法については、別添1に示された方法に従うこと。なお、毎年10月初旬に受験願書受付時の事務取扱について通知する。
- また、提出者数報告、教室別受験者数、受験願書整理表を作成し、厚生労働省へ送付すること。受験願書整理表については、試験区分ごとに出願者総数、教室別受験者数、問題及び答案用紙送付部数を整理すること。
- なお、身体の障害により特別の配慮を有する受験者、EPAIに基づく看護師国家試験受験者等の付番方法については、厚生労働省の指示に従うこと。
- d) コンピュータ入力カードの送付（12月～翌年2月）
- 受験番号の付番終了後、速やかに受験写真用台紙のコンピュータ入力カード（受験願書のうち、氏名等を登録するため民間事業者から厚生労働省に送付

することとなっている部分をいう。管理栄養士については、受験票とは別に出願者より提出を受けたコンピュータ入力カードをいう。)を受験番号順に100枚ごとに綴り、発送枚数を記載した発送票とともに出願期間最終日から10営業日以内に厚生労働省あて発送すること。なお、Me-LeXによって受け付けた受験者分については、書面により受け付けた受験者の受験番号との整合性について別添1の通りとなっているか等について確認したうえで厚生労働省が指定した手段で報告すること。

e) 受験票の送付(12月～翌年2月)

民間事業者は受験者に送付する受験者留意事項を作成すること。この際、試験会場の変更が生じることのないよう、収容可能数等は入念に確認すること。

民間事業者は、受験番号の付番後、厚生労働省が指定する時期が到来次第、二b)にて受験者より提出された受験票返信用封筒により受験者に受験票を送付すること。その際、併せて、受験者留意事項、試験会場の案内図(必要のある場合に限る。)を同封すること。受験票が不着となり、民間事業者の元に戻ってきた場合には、民間事業者が必要な金額の切手を貼り付けた返信用封筒(宛名・氏名を記載)を民間事業者宛てに送付するよう、受験者に依頼すること。なお、Me-LeXによって受け付けた受験者分の受験票及び受験者留意事項については、Me-LeX又はメールにて通知すること。

管理栄養士国家試験の受験票については、厚生労働省が受験票を別途用意するため、民間事業者は厚生労働省から提供を受けた受験票の宛先(住所・氏名)が厚生労働省から提供を受けた受験者名簿と一致しているか確認の上、受験者宛に送付すること。なお、管理栄養士国家試験の受験票は圧着はがきを使用するため、受験者が切手を貼付した返信用封筒がないことから、民間事業者において料金別納郵便を用いて送料を負担することとし、受験票が不着となり、民間事業者の元に戻ってきた場合にも民間事業者の負担で、受験者に再度郵送すること。なお、Me-LeXによって受け付けた受験者分の受験票及び受験者留意事項については、厚生労働省から別途指示する。

f) 民間事業者は、受験番号順に試験室(予備室を含む。)の割り振りを行い、確保した試験会場における部屋割表(試験事務室(本部)の部屋番号並びに試験室ごと及び予備室ごとの部屋番号、収容人数及び試験区分)を作成し厚生労働省に送付すること。

民間事業者は、試験実施に必要な各試験会場の教室数を確定し、試験会場における教室の状況を確認した上で、試験会場の使用許可を取得すること。なお、使用許可を取得した旨を厚生労働省へ報告すること。

g) 受験願書等の送付(3月)

民間事業者は、合格発表後、速やかに書面によって受け付けた受験者分の受

験願書等を厚生労働省へ送付すること。

未使用となった受験願書等については、再利用が可能なものは引き続き使用することとし、再利用不可となった受験願書等については民間事業者の負担で廃棄すること。

ホ. 会場責任者、試験監督員等（以下「会場責任者等」という。）の確保及び割付業務（１月～２月）

- a) 民間事業者は、試験運營業務に支障を来さないよう、厚生労働省の想定する実施体制（１試験会場１日当たり会場責任者１名及び副会場責任者１名、１試験室当たり主任監督員１名、受験者200名当たり本部員１名、受験者50名当たり監督員２名。最低でも各試験室に主任監督員及び監督員２名の３名を配置すること。）を目安として、会場責任者等を確保すること。なお、監督員の数は、原則として概ね受験者50名につき２名としているが、国家試験を適正に実施できる範囲内（50名につき１名）とすることができるものとする。また、原則としてすべての試験会場において所要の看護師を配置し、会場の規模・状況に応じて所要の誘導員を確保すること。

なお、試験時間中のトイレ等への同行を行うことも考慮し、試験監督員等の確保に当たっては、その男女比にも配慮すること。

- b) 会場責任者については、試験運營業務に支障を来さないよう、国家資格試験の運營業務の経験者や民間事業者の正社員を充てるほか、主任監督員には、国家資格試験で主任試験監督官等を経験している者、又は、国家資格試験の立会いを３回以上経験している者を充てること等、会場責任者等の総合的な質の確保を図ること。
- c) 民間事業者は、会場責任者を試験会場別、試験監督員等を試験会場別及び試験室（予備室を含む。）別に割り付け、その結果を厚生労働省へ報告すること。

また、厚生労働省との連絡窓口は、会場責任者又は副会場責任者とする。

ヘ. 試験当日の試験場の運営（試験前日設営、準備を含む。１月～３月）

- a) 民間事業者は、厚生労働省が譲渡する医政局所管国家試験実施細則、管理栄養士国家試験実施要領、薬剤師国家試験実施細則及び業務参考事例集を参考に試験運営マニュアル（試験監督員等用、会場責任者等用）を作成し、試験日のそれぞれ１か月前までに厚生労働省に提出し、その内容について厚生労働省の確認を受けること。なお、試験運営マニュアルの内容については、異なる職種についても、できるだけ共通化を図ること。

また、地震等の自然災害の発生、試験当日の交通障害、試験場付近の火災等により試験の実施が困難と予想される場合等に対応するため、民間事業者は、危機管理要領を作成し、試験日のそれぞれ１か月前までに厚生労働省に提出し、その内容について厚生労働省の確認を受けること。

提出を受けた厚生労働省は、必要に応じて試験運営マニュアル等の修正を命じることができるものとする。

民間事業者は、試験運営マニュアル等に基づき試験運営を行うこと。また、会場責任者等に対し、事前のオリエンテーション等の方法を通じて試験運営マニュアルの遵守の徹底を図ること。この際には、会場責任者の経験等によって区分して開催することなども考慮すること。

なお、事前のオリエンテーションには、厚生労働省が出席することとし、実施する会場については、厚生労働省と協議を行った上で決定すること。

b) 備品、消耗品の準備

民間事業者は、試験実施に当たり使用する備品・消耗品類（別紙 1 を参考）を試験会場に準備すること。

c) 試験会場の準備と整備

試験会場については、試験当日、試験が適切に実施できるように可能な限り試験日前日に整備すること。なお、試験室（予備室を含む。）への案内等は分かりやすく掲示すること。

試験室（予備室を含む。）については、配席図や必要な注意事項等を掲示するとともに、机に受験番号を貼り付けるなど、事前に適切な設営を行うこと。

d) 問題冊子及び答案用紙の受け渡し

会場責任者は、試験日当日の問題冊子（正誤表を含む。）及び答案用紙等を、厚生労働省から指定された時間に試験会場において受領すること。

また、答案用紙を回収する際は、数量等の確認及び封緘を行い、当日の試験終了後に厚生労働省が指定する者に引き渡すこと。

e) 試験当日の業務

民間事業者が行う業務は以下のとおりであるが、この場合において、厚生労働省はこれらの業務が適正に遂行されることを検査するため、担当職員を試験会場に派遣するものとする。

1) 試験事務室（本部）

- ・ 本部員は、受験者の案内・誘導を行うこと。
- ・ 会場責任者は、主任監督員、監督員、看護師等が集合していることを確認し、万一、遅刻・急病等の理由により欠員が生じた場合には、試験開始に間に合うよう代替となる者を用意すること。
- ・ 各試験室（予備室を含む。）からの受験状況等の報告や各種の照会等の受付・確認及び整理（本部員が実施）。
- ・ 試験室（予備室を含む。）から回収した答案回収袋の部数確認（本部員が実施）。
- ・ 試験室（予備室を含む。）ごとに試験問題、答案用紙等の配付準備を行

うこと（本部員が実施）。

- ・ 受験票の携行を失念した受験者に対して、受験票を再発行すること（本部員が実施）。
- ・ 厚生労働省との連絡・調整（会場責任者等が実施）。
- ・ 定期的に建物内（特にトイレ。）の巡回を実施し、参考書等の不審物がないか確認（本部員が実施）。
- ・ その他試験の実施上必要なものとして厚生労働省から指示された業務。

2) 試験室（予備室を含む。）

- ・ 試験室の照明や空調、マイク、机や椅子の最終確認。
- ・ 試験事務室（本部）への確認、報告事項等の連絡。
- ・ 試験開始前の注意事項の説明、試験問題・答案用紙等の各受験者机上への配付。
- ・ 受験者の本人確認。
- ・ 試験中に机上に置くことができるものの以外で、受験者から申出があったものについての検閲。（厚生労働省からの指示に応じた対応を行う）
- ・ 受験者の監視と不正受験に対する対応。
- ・ 出欠確認。
- ・ 離席者（トイレ、中途退席）への対応。
- ・ 各受験者机上からの答案用紙の回収と確認及び答案回収袋への封入と封緘。
- ・ 受験者数と答案用紙数の一致の確認（答案用紙を漏れなく回収すること）
- ・ その他試験の実施上必要なものとして試験運営マニュアルに記載された業務。

f) 試験終了後の業務

すべての試験が終了したときは、試験会場の原状回復を行った上で撤収すること。

試験当日、会場責任者等が出したゴミ等はすべて持ち帰ること。その旨、全員に周知徹底させること。厚生労働省が持ち込みした問題冊子（正誤表を含む。）及び答案用紙等について、不要な用紙が試験会場で発生した場合には、民間事業者が処分を行うこと。

なお、受験者の忘れ物については、遺失物拾得に係る法令に従い適切に処理すること。

g) その他、上記職務の遂行に必要な関連業務

h) 災害発生時の対応

大雪、大地震、火災等の災害が発生した場合には、危機管理要領に基づき、受験者の安全の確保を第一に考慮し、状況に応じて、試験開始時刻の繰り下

げ、試験の中断・再開、再試験の実施等を決定すること。試験開始時刻の繰り下げ等の措置については、速やかに受験者に伝わるよう周知を行うこと。

災害発生時の対応に当たっては、厚生労働省と連携を密にし、受験者の安否、試験会場の損傷状況等について厚生労働省に随時報告しながら、再試験実施等の重要事項については、厚生労働省と協議の上、決定すること。

なお、再試験を実施することとなった場合においては、速やかに再試験実施に必要な試験会場や試験監督員等の確保を行うこと。この場合、厚生労働省との協議によって請負報酬の額の見直しを行うことができる。

ト. 卒業証明書及び実務終了証明書等、受験後提出書類の受付・確認等（3月）

見込み受験者に関する卒業証明書及び実務終了証明書等の提出を書面又はMe-LeXにより受け付け、内容を確認すること。所定の期限の1週間前を目安とし、未提出の受験者について学校・養成施設又は受験者個人あてに確認を実施すること（提出がない場合、受験資格がないことから、受験自体が無効になる）。

チ. 合格発表（3月）

インターネットによる合格発表は厚生労働省が実施するため発表方法等の照会に対する対応等を行うこと。

（4）入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

医師国家試験事業外11試験については、その目的及び事業の性格に鑑み、公正かつ確実に実施される必要があることから、実施に当たる民間事業者には、以下のような対応が求められる。

なお、厚生労働省は、事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の確保状況について、8.（1）①に示す報告等により、モニタリングを行うものとする。

① 民間事業者は、5.（2）②の技術提案書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。

② 試験会場の確保業務

イ. 厚生労働省及び前請負民間事業者の試験会場の借上げ実績を参考とし、概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備え、空調設備（暖房。ただし沖縄については冷房。）を完備した出願者数全数の収容を可能とする試験会場を確保すること。

ロ. 厚生労働省及び前請負民間事業者が過去に実施した試験の座席配置例を参考とし、不正行為が容易にできることのない余裕を持った試験室（予備室を含む。）内の座席配置とすること。

ハ. 試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること。

ニ. 保健師、助産師、看護師及び管理栄養士の国家試験については、特に女性用トイレ設備の適切な数の確保に配慮すること。

- ③ 受験願書等の配付・受付業務
- イ. 受験案内・願書・受験写真用台紙の配付終了時点で配付漏れがないこと。
 - ロ. 受験票の発送時点で受験願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。特に受験資格の確認漏れがないようにすること。
 - ハ. 試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送がないこと。
- ④ 試験当日の試験会場の運営
- 次に掲げる事項に特に注意を払いつつ、マニュアルに基づいた試験運営を行う。
- また、会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。ただし、災害等非常時においては受験者の安全確保を第一とする。
- イ. 試験問題の事前の漏洩の絶対防止。
 - ロ. 試験問題及び答案用紙の配付漏れ（答案用紙の種類の配付誤りを含む。）の防止。
 - ハ. 試験時間の過不足の防止及び開始・終了時間の厳格な統一。
 - ニ. 不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処。
 - ホ. 試験中に机の上に置くことができるもの以外で、受験者から申出があったものについての検閲。
 - ヘ. マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認。
 - ト. 離席者（トイレ、中途退席）への対応。
 - チ. 問題に正誤がある場合には、厚生労働省からの指示及びマニュアルに従って、正誤表の説明及び配付を行い、受験者に対して確実に周知すること。
 - リ. 受験者に配付した答案用紙の全数回収。
 - ヌ. 回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正の絶対防止。
 - ル. 未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止。
 - ヲ. 厚生労働省から指示された受験特別措置対象者に対する個別注意事項に配慮すること。
 - ワ. 試験会場の原状回復を行うこと。
- ⑤ 災害発生時における適切な対応。
- ⑥ 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止に努めること。
- ⑦ 受験申請者からの問い合わせや苦情等への適切な対応。マニュアルによっても対処できない問い合わせや苦情については、速やかに厚生労働省に連絡し指示を仰ぐこと。
- ⑧ 試験問題及び答案用紙の受取り並びに答案用紙の引渡し
- 試験日当日に厚生労働省が指定する運送業者から試験問題及び答案用紙を受取り、

試験終了後は、厚生労働省が指定する運送業者へ回収した答案用紙の引渡しを漏れなく行うこと。

- ⑨ 受験願書受付・審査時に卒業（見込）証明書等を提出した試験合格者について、卒業証明書等受験資格を確定させるための書類又はMe-LeXを用いての確認を漏れなく行うこと。
- ⑩ 事業の実施に当たり民間事業者は、事業の課題を改善するための計画を創意と工夫を反映して作成し、その計画を実施し、実施により課題が改善されたかどうかを確認し、新たな課題を盛り込んで計画をさらに良いものへと改善させるという取り組みを継続的に進めることにより、事業の質を継続的に向上させることを目指すこと。なお、この過程には厚生労働省も積極的に関与することとする。

（５）契約の形態及び支払い

- ① 契約の形態は請負契約とする。
- ② 厚生労働省は、請負契約の履行に関し、厚生労働省の指定する監督職員に民間事業者の業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせる。この場合、民間事業者は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
- ③ 民間事業者は、請負契約に基づき実施する、各年度における（３）④ハ～チに掲げる入札対象事業（以下「請負事業」という。）を終了したときには、速やかに厚生労働省に報告し、厚生労働省の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- ④ 検査職員は、民間事業者から③の規定による報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
- ⑤ 民間事業者は、④の検査に合格したときをもって各年度の業務を完了したものとする。
- ⑥ 検査の結果不合格の場合、民間事業者は、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上で再度検査を受けなければならない。この場合において生じる一切の費用は、民間事業者の負担とする。
- ⑦ 民間事業者が各年度の業務を完了したときは、厚生労働省は、請負事業の報酬として、あらかじめ請負契約により約定された各年度の請負報酬の額（以下「各年度の請負報酬の額」という。）を民間事業者の請求に基づき請求書を受理した日から30日以内に支払う。請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。30日以内に支払がないときは、厚生労働省は、支払時期到来の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定めた遅延利息の率で計算した遅延利息を、速やかに民間事業者に支払う。ただし、遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額

又はその全額を切り捨てる。(⑧の部分払いの場合についても同様とする。)

各年度の支払い対象となる業務(以下「各年度の業務」という。)は次のとおり。

イ. 令和8年度業務

・令和9年試験における(3)④ハからチまでの業務

ロ. 令和9年度業務

・令和10年試験における(3)④ハからチまでの業務

ハ. 令和10年度業務

・令和11年試験における(3)④ハからチまでの業務

・令和12年試験における(3)④ハの業務

⑧ 民間事業者が、各年度において(3)④の業務すべてを完了する前に性質上可分である各業務が完了したときは、当該部分に対する契約金相当額(以下「契約金相当額」という。)について、部分支払(以下「部分払」という。)を請求することができる。厚生労働省は、民間事業者から部分払の請求があったときは、当該部分の業務の完了を確認するための検査を行った上で、請負事業の報酬として、契約金相当額のうち部分払対象の額を、請求書を受理した日の属する月の翌月末までに支払う。

⑨ ⑧の部分払の支払があった後、民間事業者が各年度の請負報酬の額を請求する場合においては、⑦中「各年度の請負報酬の額」とあるのは、「各年度の請負報酬の額から、既に部分払の対象となった契約金相当額を控除した額」とするものとする。

⑩ 厚生労働省は、民間事業者の業務履行の確認において、民間事業者の責めに帰すべき事由により、試験問題の漏洩、正味の試験時間の大幅な確保漏れなど重度の不備が生じ、試験の有効性に影響を及ぼしたと認められた場合は、当該試験における(3)④への業務に係る契約金相当額の支払を行わない。

また、民間事業者の責めに帰すべき事由により、上記に至らない程度の不備が生じたと厚生労働省が判断した場合、以下の区分により、請負報酬の減額を行うものとする。

イ. 正味の試験時間の確保漏れ(重度の不備には該当しない場合)

当該試験における(3)④への業務に係る契約金相当額の5%

ロ. 本人確認漏れ

当該試験における(3)④への業務に係る契約金相当額の5%

ハ. 出欠確認漏れ

当該試験における(3)④への業務に係る契約金相当額の5%

ニ. 答案用紙の回収漏れ

当該試験における(3)④への業務に係る契約金相当額の5%

ホ. 受験願書受付における不適切な対応

当該試験における(3)④ニの業務に係る契約金相当額の5%

ヘ. 受験票の発送漏れ、誤発送

当該試験における（３）④二の業務に係る契約金相当額の５％

- ⑪ 民間事業者の責めに帰すべき事由により試験実施に係る不備が発生した場合、
⑩に該当するか否かに関わらず、厚生労働省が必要と認めた場合にはその指示に基づき、不備の発生原因、背景、改善に向けた具体的な対応策等について組織的かつ精緻に分析を行い、改善計画書を取りまとめて厚生労働省に提出すること。また、提出後、厚生労働省と協議し、承認を得た上で確実に実施すること。
- ⑫ 厚生労働省及び民間事業者は、令和７年試験を基準として想定される出願者数（（３）④イの出願者数）について、試験種ごとに10%を超える出願者数の増減があった場合には、その増減に起因して試験会場（教室）の確保及び試験監督官等の採用に要する費用に大幅な増減が生じるおそれがあることから、協議によって各年度の請負報酬の額の見直しを行うことができる。

３．実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、令和８年４月１日から令和11年３月31日までとする。

契約期間内に実施する試験は次のとおりであるが、今後の関係法令の改正等により各試験制度に変更があった場合には、それに伴う所要の修正を行う場合がある。

- ・令和９年試験
- ・令和10年試験
- ・令和11年試験

試験日及び受験願書受付期間等は、厚生労働省から別途通知する。令和９年以降の試験実施日は現在のところ確定していないが、通常、試験実施日は前年実施日と同様の時期に設定されることから、令和８年試験の実施日を考慮し、次表のとおり令和９年の実施見込み日を記載するので、令和９年以降の試験実施日の想定時期とされたい。

また、試験実施日は、官報公告されるまで確定せず、実施予定日の前後14日間位の範囲で変更することがあるので、予約の際には、変更に対応できるように、予め調整すること。

職種	令和８年の実施予定日	令和９年の実施見込み日
医師国家試験	令和8年 2月 7日（土）	令和9年 2月 6日（土）
	～	～
歯科医師国家試験	令和8年 2月 8日（日）	令和9年 2月 7日（日）
	～	～
保健師国家試験	令和8年 1月 31日（土）	令和9年 1月30日（土）
	～	～
保健師国家試験	令和8年 2月 1日（日）	令和9年 1月31日（日）
	～	～
保健師国家試験	令和8年 2月13日（金）	令和9年 2月12日（金）

助産師国家試験	令和8年 2月12日（木）	令和9年 2月11日（木）
看護師国家試験	令和8年 2月15日（日）	令和9年 2月14日（日）
診療放射線技師国家試験	令和8年 2月19日（木）	令和9年 2月18日（木）
臨床検査技師国家試験	令和8年 2月18日（水）	令和9年 2月17日（水）
理学療法士国家試験	令和8年 2月23日（月）	令和9年 2月22日（月）
作業療法士国家試験	令和8年 2月23日（月）	令和9年 2月22日（月）
視能訓練士国家試験	令和8年 2月19日（木）	令和9年 2月18日（木）
管理栄養士国家試験	令和8年 3月1日（日）	令和9年 2月28日（日）
薬剤師国家試験	令和8年 2月21日（土） ～ 令和8年 2月22日（日）	令和9年 2月20日（土） ～ 令和9年 2月21日（日）

参考：厚生労働省ホームページ 資格・試験情報（医療、医薬品、健康、食品衛生関連）

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/index.html

4. 入札参加資格に関する事項

- （１）単独で請負事業が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（請負事業を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加できる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となること、又は単独で参加することはできない。なお、共同事業体結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、入札書等とあわせて提出することとし、必ず代表者が入札参加の手続を行うこと。
- （２）次のすべての要件を満たすこと。なお、共同事業体として入札する場合においても、特別の定めがあるものを除き、すべての要件を構成員全員が満たしているものとする。
- ① 法第15条において準用する法第10条（第11号を除く）に抵触しないものであること。
 - ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ・以下の各号のいずれかに該当する者
 - ア. 当該契約を締結する能力を有しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - イ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

・以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

ア. 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ. 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

カ. 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

キ. 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

③ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者は、競争に参加することができない。

④ 厚生労働省から指名停止又は一般競争参加資格停止の措置を受けている期間中に該当しない者であること。

⑤ 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」であって、「A」等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、共同事業体にあつては、代表者以外の構成員は関東・甲信越地域の競争参加資格に限定しないものとする。

⑥ 民間事業者又はその親会社等が医師国家試験事業外11試験に関する学校・養成所の運営、受験指導、試験問題・受験者・合格者等の調査、分析を行ったことがなく、現に行っていない者であること。

⑦ 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。

⑧ 厚生労働省の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等厚生労働省の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。

⑨ 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

⑪ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

⑫ 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（才及び力については2保険年度）の保険料の滞納がない者であること。

ア. 厚生年金保険

イ. 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ. 船員保険

エ. 国民年金

オ. 労働者災害補償保険

カ. 雇用保険

※ 各保険料のうち才及び力については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

⑬ 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際規格 ISO/IEC27001又は日本産業規格 JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得していること。

⑭ 過去に同規模程度の類似業務の実績を有していること。

⑮ 本入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがある者でないこと。

（3）入札の参加希望者は、上記（2）に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、本実施要項に示した業務が履行できることを証明する書類として入札参加申込書及び資格審査結果通知書（写）、納税証明書や社会保険料納入確認書等の資格の証明に資する資料（以下「申込書等」という。）を指定する期日までに厚生労働省へ提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申込書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本入札に参加することができない。

また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

（1）入札に係るスケジュール

① 入札公告	令和8年1月中旬
② 質問受付期限	令和8年2月上旬
③ 申込書等提出期限	令和8年2月中旬
④ 入札書類提出期限	令和8年2月下旬
⑤ 入札書類の審査	令和8年2月下旬
⑥ 開札	令和8年3月上中旬
⑦ 落札者の決定	令和8年3月下旬
⑧ 業務の引継	落札者の決定以降
⑨ 契約締結	令和8年4月1日

(2) 入札の実施手続

① 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、厚生労働省が指定する場所まで提出すること。入札書類を提出できる者は、厚生労働省から入札参加資格を認められた会社（法人）の代表者又は会社の代表者から委任状により入札権限を委任されている者とする。入札参加者の代理人が入札参加する場合は、委任状を厚生労働省へ提出すること。

イ. 入札価格（契約期間内のすべての請負事業に対する報酬の総額の110分の100に相当する金額）を記載した書類（入札書）

ロ. 総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下「技術提案書」という。）

ハ. 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

② 技術提案書の内容

入札参加者が提出する技術提案書には、企画提案の内容として明らかにされる業務の質に関する評価を受けるため、次の事項を記載すること。

イ. 経理的基盤（次の書類を添付すること。）

- ・ 直近2期分の法人税確定申告書の写し（税務署受付印のある申請書一式）財務諸表、公認会計士又は監査法人による監査報告書の写し、民間で使用されている、税理士作成の「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」（若しくは「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」）も添付すること
- ・ 直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までの間の財政状況及び経営成績に関する資料
- ・ 申請月を含む向こう6か月間の資金繰り表

ロ. 実施体制

- ・ 業務責任体制（責任者名、事業担当者名、責任者と事業担当者の役割分担など）
- ・ 業務履行体制（プロジェクト総括管理者、プロジェクトごとの管理者、業務従事者の適切な配置）
- ・ 厚生労働省との連絡体制（厚生労働省との連絡担当者と業務従事者の適切な分配・配置）
- ・ 請負事業の実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせる場合には、業務の範囲、理由、委託先等に対する報告徴収その他運営管理の方法
- ・ 民間事業者における内部研修体制（試験監督員等、社外募集スタッフを含む）
- ・ 情報セキュリティ対策

ハ. 事業計画

- ・ 作業マニュアルの周知・徹底の方法、工夫
- ・ 試験会場確保の方法、工夫
- ・ 受験願書受付審査の方法、工夫
- ・ 必要な人員確保のための方法、工夫
- ・ 試験場の運営の方法、工夫
- ・ その他請負事業を実施するために必要な事項（民間事業者の創意工夫による改善提案を含む。）

二. 試験運営実績等

- ・ 過去5年間の国家試験又はそれに類する試験における業務実績（会場確保、出願受付、試験当日の運営などに係るもの）

6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

請負事業を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、技術提案書による評価と、請負事業に係る入札価格とを総合した評価（総合評価方式）によるものとする。なお、評価は厚生労働省及び外部有識者による審査を行う。

（1）評価方法

① 技術評価点

技術評価は、提出された技術提案書の内容が、請負事業の趣旨に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行い、イ. の基礎点にロ. の加点の合計点を加えた点を技術評価点とする。

イ. 必須項目審査

次の必須項目については、そのすべてを満たした提案には基礎点30点を与え、その一つでも欠ける提案は不合格とする。

a) 経理的基礎

- ・ 請負事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有しているか。

(評価項目)

直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないか、累積損失がないか及び技術提案書提出時点において手許流動性など資金繰りの状態が健全であるか。

b) 実施体制

- ・ 請負事業を遂行可能な人数が確保されているか。
- ・ 総括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。
- ・ 実施体制について、厚生労働省と密に連絡・調整を行うプロジェクト総括管理者の下に、プロジェクトごとの管理者と十分な人員が配置されているか。
- ・ 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。
- ・ 情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともにセキュリティマニュアル等を作成して、情報取扱者以外の者が情報に接することがないよう的確な試験情報の運用管理を行うことができるか。
- ・ 問い合わせ、苦情等に適切に対応するための体制が整備されているか。
- ・ Me-LeXを使用するにあたって個人情報を取り扱う上で必要なネットワーク環境が構築できているか。
- ・ サービスの質に課題がある場合に、その課題を精緻に分析したうえで、問題の原因への改善に向けた対応策を事業に反映させる仕組みが構築されているか。
- ・ オンライン化に伴って、事業者側の知見から想定される運用方法について厚生労働省へ提案し、マニュアルを整備する体制となっているか。

c) 事業計画

- ・ 請負事業の実施に当たり、確保されるべきサービスの質の内容をすべて満たした計画を立案しているか。
- ・ 受験願書受付業務の手順等実施方法が具体的に示されているか。

ロ. 加点項目審査

次のa)からf)の加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待できるかという観点から、基本的には入札参加者の企画提案を絶対評価することにより加点する。

具体的には、加点項目ごとに入札参加者の技術提案書の内容を審査し、各入札

参加者に対して次表の審査基準（e）及びf）の加点項目は除く。）により得点を付与する。（0点～40点）

（表）審査基準〔絶対評価項目〕

評価内容	7点満点	4点満点	3点満点	2点満点
非常に優れている	7	4	3	2
優れている	5	3	2	—
やや優れている	3	2	1	1
普通以下	0	0	0	0

a) 実施体制（0点～11点）

- ・ 業務従事者の中に、国家試験、公的試験又はこれに類する試験において試験監督や出願受付業務を経験した者や民間事業者の正社員を多く配置することとなっているか。（0点～3点）
- ・ 運営マニュアルの作成及び運営マニュアルの周知・徹底について、例えば、オリエンテーションを実施する際に経験等によって区分して開催するなど遺漏なく当該事業に従事する人員に浸透するような民間事業者独自の創意工夫が生かされているか。（0点～4点）
- ・ 内部研修体制について、試験監督員等の社外募集スタッフを含み、適切に行われているか。（0点～4点）

b) 事業計画（0点～8点）

- ・ 厚生労働省の過去の実績や試験地の状況を踏まえ、適切な会場候補を列記し、具体的な会場確保のスケジュールを明記しているか。（0点～2点）
- ・ 会場責任者等の確保の具体的な計画を立案しているか。（0点～2点）
- ・ 受験願書の受付審査から受験票の送付までの工程について、十分な人員割当のもと、適切に書類の現物とデータベースの管理・突合を行うことが出来る計画となっているか。（0点～4点）

c) 実績（0点～6点）

- ・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で問題なく実施した国家試験、公的試験実施業務（会場確保、受験願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営）の複数年の実績の有無。（0点～3点）
- ・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で問題なく実施した国家試験等に類する試験実施業務（会場確保、受験願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営）の複数年の実績の有無。（0点～3点）

d) 計画遂行の確実性（0点～7点）

- ・ 試験運営に必要な拠点が現地に存在している、又は協働する事業パートナ

一が当該試験地などに存在しているか。(0点～4点)

- ・ 会場責任者として国家試験、公的試験又はそれに類する試験実施業務の経験者を充てる等、計画の確実な遂行に必要な資源をあらかじめ確保しているか。(0点～3点)

e) ワーク・ライフ・バランス等 (0点～4点)

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)を受けているか。
- ・ 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けているか。
- ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けているか。

認定等の区分		点数
(1) 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)を受けているか。	・プラチナえるぼし	4
	・えるぼし3段階目(認定基準5つ全て○)	4
	・えるぼし2段階目(認定基準5つのうち3～4つ○)	3
	・えるぼし1段階目(認定基準5つのうち1～2つ○)	2
	・行動計画	1
(2) 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けているか。	・プラチナくるみん	4
	・くるみん(令和7年4月1日以降の基準)	3
	・くるみん(令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準)	3
	・トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)	3
	・くるみん(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準)	3
	・トライくるみん(令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準)	3
	・くるみん(平成29年3月31日までの基準)	2
	・行動計画(令和7年4月1日以降の基準)	1
(3) 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けているか。		3

f) 賃上げの実施を表明した企業等 (0点もしくは4点)

- ・ 事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。【大企業】
- ・ 事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。【中小企業等】

② 入札価格点

入札価格に係る評価点については、以下の計算方法により、事業者が提示した入札

価格に応じて得点が計算される。なお、入札価格に係る得点配分は35点とする。

(1 - 入札価格 / 予定価格) × 入札価格に係る得点配分)

(2) 落札者の決定

イ. 上記(1)①イの必須項目をすべて満たし、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、技術評価点及び入札価格点の合計が最も高い者を落札者とする。

ロ. 必須項目をすべて満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、再度の入札を行う。

ハ. 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記の合計点の最も高い者を落札者とする可能性がある。

ニ. 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない厚生労働省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ホ. 厚生労働省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

厚生労働省は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目をすべて満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。この場合において、厚生労働省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙2のとおり。

8. 民間事業者が厚生労働省等に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が厚生労働省等に報告すべき事項、厚生労働省等の指示による講ずべき措置

① 報告等

民間事業者は、2.(4)で設定した請負事業の実施に当たって求められるサービ

スの質の確保がなされていることを確認するため、次のイからへについて、報告を行うものとする。

また、厚生労働省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するとともに、事業の質を継続的に向上させることを目指す取り組みを進めるため、民間事業者との定期的な情報交換の場を設けるものとする。

民間事業者は、新たに請負う場合には厚生労働省及び前請負民間事業者から話を聞いた上で、事業開始日から起算して3か月を経過するまでに、事業の課題を改善するための計画を創意と工夫を反映して作成し、厚生労働省と協議の上、計画を確定させるものとする。また、計画の実施状況等については、イの報告とあわせて報告するものとする。

イ. 民間事業者は、事業開始日から起算して3か月を経過するごとに、経過の日から1か月以内に、請負事業の実施状況を厚生労働省に報告しなければならない。

ロ. 試験会場における事故や急病及び本実施要項2.(4)④の各号に抵触する行為については、民間事業者は迅速に対応すると同時に速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

ハ. 厚生労働省が授受した答案用紙の回収数の正確性に疑義があり、厚生労働省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

ニ. 試験日以降、厚生労働省に寄せられた請負事業に関する苦情や問い合わせについて、厚生労働省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

ホ. 民間事業者は、請負事業の実施期間を通じ、受験者等関係者からの苦情やトラブルが生じた場合には、その内容及び対処方法を速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

ヘ. 民間事業者は、請負事業の実施に要した経費について、各年の試験日及び請負事業を終了し若しくは中止した日が属する月の翌月末（契約最終年度においては3月末）までに、厚生労働省に報告しなければならない。

② 調査

イ. 厚生労働省の職員は、請負事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、請負事業の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

ロ. 立入検査をする厚生労働省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③ 指示

厚生労働省は、請負事業を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、

必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

- ① 民間事業者は、厚生労働省の与えた指示及び請負契約の遂行上知り得た厚生労働省の秘密情報（書面等をもって厚生労働省が民間事業者に提供した情報及び厚生労働省の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを請負契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- ② 民間事業者は、請負業務及び①にて秘密保持義務を負っている厚生労働省の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類、データ等を、請負契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。
- ③ 民間事業者は、自らの従事者その他の者に対して、①、②及び⑤の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- ④ ①から③の規定は、請負契約終了後においても適用されるものとする。
- ⑤ 個人情報に関する取扱については、①から④に掲げるほか別紙3の取扱いを遵守しなければならない。

(3) 談合等の不正行為

民間事業者は、請負契約に関して、民間事業者又は民間事業者の代理人が次の各号の一に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を厚生労働省に提出しなければならない。

- イ. 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- ロ. 民間事業者又は民間事業者の代理人（民間事業者又は民間事業者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（民間事業者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- ハ. 民間事業者は、民間事業者又は民間事業者の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けたとき。
- ニ. 民間事業者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省が所管する法令に違

反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(4) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 請負事業の開始及び中止

イ. 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に請負事業を開始しなければならない。

ロ. 民間事業者は、やむを得ない理由により請負事業を中止しようとするときは、あらかじめ書面をもって厚生労働省と協議の上、承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

イ. 民間事業者は、請負事業の実施において受験申請者を合理的な理由なくして区別又は差別してはならない。

ロ. 民間事業者は、請負事業を実施している間、親会社等を含め、医師国家試験事業外11試験に関する受験指導並びに試験問題、受験者及び合格者等の調査、分析等を行ってはならない。

ハ. 民間事業者の役職員（請負事業に従事している者に限る。）及びその親族（配偶者、親子、兄弟姉妹）は、請負事業に従事する試験年の医師国家試験事業外11試験に申し込み、又は受験をしてはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、正当な理由なく、請負事業において金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、「厚生労働省」、「厚生労働大臣」及び「地方厚生（支）局（沖縄分室を含む。）」の名称、ロゴや各試験の名称などを請負事業以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。）。

また、自ら行う事業が医師国家試験事業外11試験の業務の一部であるかのように誤認のある行為をしてはならない。

⑤ 厚生労働省との契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、試験会場等において、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（厚生労働省との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑥ 取得した個人情報の活用の禁止

民間事業者は、請負事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（請負事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑦ 記録及び帳簿

民間事業者は、請負事業の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、請負事業を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡等

- イ. 民間事業者は、請負契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
- ロ. 民間事業者は、請負事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。

⑨ 再委託

- イ. 民間事業者は、請負事業の実施に当たり、その全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3項に規定する子会社をいう）を含む。以下同じ。）に再委託してはならない。
- ロ. 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止する。
- ハ. 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満とすること。
- ニ. 民間事業者は、請負事業の実施に当たり、その一部について第三者に再委託を行う場合は、再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報の管理その他運営管理方法について、あらかじめ厚生労働省と書面により協議の上、承認を得るものとする。
- ホ. 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報の管理その他運営管理方法について、あらかじめ厚生労働省と書面により協議の上、承認を得るものとする。
- ヘ. 民間事業者は、上記ロ又はハにより再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収し、厚生労働省に提出することとする。
- ト. 再委託先は、上記（2）及び（4）の②から⑧までに掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。
- チ. 再委託する場合は、その最終的な責任は、対象公共サービスを実施する民間事業者が負うこと。

⑩ 契約内容の変更

厚生労働省及び民間事業者は、2.（3）④へ h) 又は（5）⑫の請負報酬額の見直しがあった場合には、契約の変更を行うものとする。また、厚生労働省は、2.（2）の試験実施事業を行う地域について、各試験区分の実施内容について厚生労働省より諮問する審議会において、試験実施事業を行う地域の追加・削除について審議され

た結果を受けて各試験地を変更（追加・削除）する場合、試験地の変更に伴い業務の内容に変更が生じた場合、又は（３）④ロの試験制度に変更があった場合には、民間事業者にあらかじめ変更の理由を書面で提示し、双方協議の上、契約の変更が必要であると認められるときは、契約の変更を行うものとする。

⑪ 契約の解除

厚生労働省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

イ. 偽りその他不正の行為により落札者となった場合。

ロ. 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条（第11号を除く）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ハ. ２.（５）⑩に掲げる重度の不備により試験の有効性に影響を及ぼした場合など契約に従って請負事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

ニ. ハに掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

ホ. 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

ヘ. 法令又は契約に基づく検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

ト. 法令又は契約に基づく指示（８. に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。）に違反したとき。

チ. 民間事業者又はその役職員その他請負事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、請負事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。

リ. 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

ヌ. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

ル. 財産状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる事由があるとき。

ヲ. 破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。

ワ. 談合等の不正行為について、次の各号の一に該当するとき。

a) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

b) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含

む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- c) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- d) 民間事業者又は民間事業者の代理人（民間事業者又は民間事業者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

⑫ 契約解除時の取扱

- イ. 民間事業者は、厚生労働省が上記の⑪の規定により契約を解除した場合には、厚生労働省との協議に基づき、請負事業を厚生労働省に引き継ぐための処理について、責任を持って対応を行わなければならない。
- ロ. 厚生労働省は、上記⑪の規定により契約を解除した場合には、厚生労働省は契約解除の日までに適正に履行された業務について2.(5)⑧の要領により報酬を支払う。
- ハ. 民間事業者は、厚生労働省が上記の⑪の規定により契約を解除した場合には、当該契約の金額の100分の10に相当する金額を違約金として厚生労働省が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、厚生労働省は解除原因に起因する損害額が当該金額に満たないと判断する場合には、違約金の支払いを減額し、又は免除することができる。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。また、民間事業者は契約の履行を理由として違約金を免れることができない。

- ニ. 民間事業者は、上記の解除原因のうち、⑪ウ d)に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、上記⑫ハに基づく違約金に加え、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として厚生労働省が指定する期日までに別途支払わなければならない。
 - a) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - b) 当該刑の確定において、民間事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - c) 民間事業者が厚生労働省に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- ホ. 厚生労働省は、民間事業者が複数の独立した解除原因に該当する場合には、当該解除原因ごとに違約金の請求をすることができる。

⑬ 損害賠償

民間事業者は、債務不履行その他請求原因の如何にかかわらず、厚生労働省に損害を与えた場合は、厚生労働省に対し、一切の損害を賠償するものとする。この損害には、厚生労働省が民間事業者に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において厚生労働省が国民等に支払いを要する金額及び厚生労働省が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

⑭ 違約金と損害賠償の関係について

厚生労働省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

⑮ 不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責めに帰することができない事由により請負事業の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となったりした場合は責任を負わない場合がある。この場合、厚生労働省と協議する。

⑯ 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と厚生労働省が協議する。

9. 請負事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

請負事業を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他の請負事業に従事する者が、故意又は過失により、請負事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、次のとおりとする。

- (1) 厚生労働省が当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 請負事業の評価に関する事項

(1) 請負事業の実施状況に関する調査の時期

厚生労働省は、総務大臣が行う評価の時期を踏まえ、令和10年3月末時点において、

請負事業の実施状況について調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

厚生労働省は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるよう、請負事業の実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目

- ① 5. (2) ②の技術提案書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実にを行っているかについて
- ② 試験実施に適した試験会場の確保の状況について
- ③ 試験会場の座席配置状況について
- ④ マニュアルに基づく試験当日の試験会場運営に向けた、会場責任者等に対するマニュアル遵守の周知徹底の状況について
- ⑤ 受験案内・願書・受験写真用台紙の配付漏れの有無とその原因について
- ⑥ 受験願書の受付・チェック漏れ、受付ミスの有無とその原因について
- ⑦ 受験者の個人情報の漏洩の有無とその原因について
- ⑧ 受験願書等への付番漏れ、付番ミスの有無とその原因について
- ⑨ 仮受理願書の消印不要収入印紙への誤消印の有無とその原因について
- ⑩ 受験票の送付漏れ、誤発送の有無とその原因について
- ⑪ 試験問題の事前漏洩の有無とその原因について
- ⑫ 試験時間の過不足の有無、時間とその原因について
- ⑬ 受験者の監視の怠り、受験者への不正対応の有無とその原因について
- ⑭ 不正受験に対する対応ミスの有無とその原因について
- ⑮ 受験者の出欠・本人確認、答案用紙の回収漏れの有無とその原因について
- ⑯ 問題に正誤が生じた場合の受験者に対する周知ミスの有無とその原因について
- ⑰ 受験特別措置対象者に対する個別注意事項への対応ミスの有無とその原因について
- ⑱ 試験会場の原状回復に係るトラブル発生の有無とその原因について
- ⑲ 試験会場周辺の生活環境への配慮不足や交通トラブル発生の有無及びその原因について
- ⑳ 請負事業における苦情やトラブルの内容と対処方法について
- ㉑ 厚生労働省が指定する運送業者からの試験問題及び答案用紙の受取り漏れ並びに運送業者への答案用紙の引渡し漏れの有無とその原因について
- ㉒ 上記⑤～㉑の事象の再発を防止するための具体的な措置について
- ㉓ 各年度の業務に要した経費について

(4) 意見聴取等

厚生労働省は、請負事業の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者（会場責任者等を含む。）及び受験者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

11. その他請負事業の実施に際し必要な事項

(1) 請負事業実施状況等の監理委員会への報告

① 請負事業実施状況等の監理委員会への報告

厚生労働省は、請負事業の実施状況等について、8.(1)①の報告等を踏まえつつ、10.に掲げる調査を行った後、内容を審査・評価して、令和10年5月を目途に総務大臣及び監理委員会へ報告するものとする。

なお、請負事業において、受験者が直接不利益を被るなど、公正かつ的確な試験の実施に重大な影響を及ぼす事象を生じさせた場合は、確保されるべき事業の質が達成されていないという評価となる可能性が高いため、民間事業者は、事業実施に当たって十分留意するとともに、そのような事象を生じさせないよう必要な措置を講ずること。

② 立入検査、指示等の報告

厚生労働省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に報告するものとする。

(2) 厚生労働省の監督体制

当該請負事業に係る監督については、厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐を責任者とし、厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室、厚生労働省医政局医事課試験免許室、厚生労働省健康局健康課栄養指導室及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課が共同で行う。

(3) 民間事業者の責務

① 請負事業に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

② 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実施の検査を受けたり、同院から直接又は厚生労働省を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

③ 民間事業者は、法第54条の規定に該当する場合は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることとなる。また、民間事業者は、法第55条の規定に該当する場

合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条に基づき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

- ④ 民間事業者は、請負事業実施に当たっては、適用される法令、実施要領及び契約の規定に従って適切に行うこと。特に、民間事業者及びその事業に従事する者の守秘義務の遵守及びその確保等については、事業実施に当たって十分留意するとともに、必要な措置を講ずること。

別添 1 付番番号の方法について

付番方法は以下のとおりである。

1	医師	・ 試験地ごとに00001番からの一連番号とする。 ・ 同じ学校、若しくは同じ養成施設の生徒を連続した席に配置しない。
2	歯科医師	・ 試験地ごとに00001番からの一連番号とする。 ・ 同じ学校、若しくは同じ養成施設の生徒を連続した席に配置しない。
3	保健師	試験地ごとに00001番からの一連番号とする。
4	助産師	試験地ごとに00001番からの一連番号とする。
5	看護師	・ 試験地ごとに00001番からの一連番号とする。 ・ EPA受験者については、90001番からの一連番号とする。
6	診療放射線技師	・ 試験地ごとに、全科目受験者については、00001番からの一連番号とする。 ・ 科目免除受験者については、05001番からの一連番号とする。
7	臨床検査技師	試験地ごとに00001番からの一連番号とする。
8	理学療法士	・ 試験地ごとに晴眼受験者については、00001番からの一連番号とする。 ・ 弱視受験者については、50001番からの一連番号とする。 ・ 点字、試験問題の読み上げ又はその併用による受験者については、70001番からの一連番号とする。
9	作業療法士	・ 試験地ごとに晴眼受験者については、00001番からの一連番号とする。 ・ 弱視受験者については、50001番からの一連番号とする。 ・ 点字、試験問題の読み上げ又はその併用による受験者については、70001番からの一連番号とする。
10	視能訓練士	試験地ごとに00001番からの一連番号とする。
11	管理栄養士	・ 試験地ごとに00001番からの一連番号とする。 ・ 同じ学校、若しくは同じ養成施設の生徒を連続した席に配置しない。
12	薬剤師	・ 試験地ごとに00001番からの一連番号とする。 ・ 同じ学校、若しくは同じ養成施設の生徒を連続した席に配置しない。

※管理栄養士以外の国家試験については、試験会場の学校生について、所属する学校で受験となるよう付番すること。

※1～10の試験については、紙申請（受験願書等を書面で提出）の受験者とシステム申請（Me-Lexによる申請）の受験者は別な教室に割り当てることを前提とする。したがって、付番の際はそれぞれの受験者の番号が入り交じらないように配慮すること。

医師国家試験事業外11試験事業に係る評価基準表

評価項目		技術上の基準等	得点配分				
			合計	基礎点	加点	価格点	
①技術評価点			70	30	40	—	
イ 必須項目			30	30	—	—	
	a) 経理的基礎	・ 請負事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有しているか。 (評価項目) 直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないか、累積損失がないか及び技術提案書提出時点において手許流動性など資金繰りの状態が健全であるか。	30	30	—	—	
	b) 実施体制	・ 請負事業を遂行可能な人数が確保されているか。 ・ 総括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。 ・ 実施体制について、厚生労働省と密に連絡・調整を行うプロジェクト総括管理者の下に、プロジェクトごとの管理者と十分な人員が配置されているか。 ・ 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。 ・ 情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアル等を作成して、的確な試験情報の運用管理を行うことができるか。 ・ 問い合わせ、苦情等に適切に対応するための体制が整備されているか。 ・ Me-LeXを使用するにあたって個人情報を取り扱う上で必要なネットワーク環境が構築できているか。 ・ サービスの質に課題がある場合に、その課題を精緻に分析したうえで、問題の原因への改善に向けた対応策を事業に反映させる仕組みが構築されているか。 ・ オンライン化に伴って、事業者側の知見から想定される運用方法について厚生労働省へ提案し、マニュアルを整備する体制となっているか。					
	c) 事業計画	・ 請負事業の実施に当たり、確保されるべきサービスの質の内容をすべて満たした計画を立案しているか。 ・ 受験願書受付業務の手順等実施方法が具体的に示されているか。					
	ロ 加点項目（絶対評価）			40	—	40	—
	a) 実施体制			11	—	11	—
		・ 業務従事者の中に、国家試験、公的試験又はこれに類する試験において試験監督や出願受付業務を経験した者や民間事業者の正社員を多く配置することとなっているか。	3	—	3	—	
		・ 運営マニュアルの作成及び運営マニュアルの周知・徹底について、例えば、オリエンテーションを実施する際に経験等によって区分して開催するなど遺漏なく当該事業に従事する人員に浸透するような民間事業者独自の創意工夫が生かされているか。	4	—	4	—	
		・ 内部研修体制について、試験監督員等の社外募集スタッフを含み、適切に行われているか	4	—	4	—	
	b) 事業計画			8	—	8	—
		・ 厚生労働省の過去の実績や試験地の状況を踏まえ、適切な会場候補を列記し、具体的な会場確保のスケジュールを明記しているか。	2	—	2	—	
		・ 会場責任者等の確保の具体的な計画を立案しているか。	2	—	2	—	
		・ 受験願書の受付審査から受験票の送付までの工程について、十分な人員割当のもと、適切に書類の現物とデータベースの管理・突合を行うことが出来る計画となっているか。	4	—	4	—	
	c) 実績			6	—	6	—
		・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で問題なく実施した国家試験、公的試験実施業務(会場確保、受験願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営)の複数年の実績の有無。	3	—	3	—	
		・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で問題なく実施した国家試験等に類する試験実施業務(会場確保、受験願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営)の複数年の実績の有無。	3	—	3	—	
	d) 計画遂行の確実性			7	—	7	—
		・ 試験運営に必要な拠点が現地に存在している、又は協働する事業パートナーが当該試験地などに存在しているか。	4	—	4	—	
		・ 会場責任者として国家試験、公的試験又はそれに類する試験実施業務の経験者を充てる等、計画の確実な遂行に必要な資源をあらかじめ確保しているか。	3	—	3	—	
	e) ワーク・ライフ・バランス等			4	—	4	—
		(1) 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)を受けているか。	・ プラチナえるぼし ※1	4	—	4	—
			・ えるぼし3段階目(認定基準5つ全て○) ※2	4	—	4	—
			・ えるぼし2段階目(認定基準5つのうち3～4つ○) ※2	3	—	3	—
			・ えるぼし1段階目(認定基準5つのうち1～2つ○) ※2	2	—	2	—
			・ 行動計画 ※3	1	—	1	—
		(2) 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けているか。	・ プラチナくるみん ※4	4	—	4	—
			・ くるみん(令和7年4月1日以降の基準) ※5	3	—	3	—
	・ くるみん(令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準) ※6		3	—	3	—	
	・ トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準) ※7		3	—	3	—	
	・ くるみん(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準) ※8		3	—	3	—	
	・ トライくるみん(令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準) ※9		3	—	3	—	
	・ くるみん(平成29年3月31日までの基準) ※10		2	—	2	—	
	・ 行動計画(令和7年4月1日以降の基準) ※3 ※11		1	—	1	—	
	(3) 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けているか。	3	—	3	—		
f) 賃上げの実施を表明した企業等			4	—	4	—	
	・ 事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。【大企業】	4	—	4	—		
	・ 事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。【中小企業等】						
②入札価格点		入札価格点＝（1－入札価格／予定価格）×入札価格に係る得点配分	35	—	—	35	
合 計			105	30	40	35	

・「e) ワーク・ライフ・バランス等」について

複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により評価を行う。

※1 女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要

※3 常時雇用する労働者の数が100 人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※4 次世代法第15 条の2の規定に基づく認定

※5 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令

(令和6年厚生労働省令第 146 号。以下「令和6年改正省令」という。))による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定

※6 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定(ただし、※8 及び※10の認定を除く。)

※7 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定

※8 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第 185 号。以下「令和3年改正省令」という。))による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の基準による認定(ただし、※10 の認定を除く。)

※9 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定
なお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定

※10 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。))による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成 29 年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

※11 次世代法第 12 条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第 42 号)による改正後の次世代法第 12 条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

試験実施に当たり使用する備品・消耗品類の例

(別紙1)

区分	品名(大項目)	品名・規格(中項目)	備考
本部用品	出願者名簿(番号順、氏名順)		
	当日説明原稿	監督主任者、監督員向け用	
	連絡表	当日の会場、本省、 本省の衛星携帯、 監督員派遣業者、 運搬業者の連絡先を記載	会場責任者等用
	パソコン関係	パソコン	複数会場の場合は会場数分用意 事前に動作確認
		プリンター	
		Wifiルーター	
		USBケーブル	
		延長コード	
		インク(予備)	
	コピー用紙	A4(掲示用は色紙) A3(掲示用は色紙)	各種掲示用にも使用 各種掲示用にも使用
	会場責任者の印		国家試験報告書押印用
	携帯電話		
	携帯電話用充電器		
	衛星携帯電話		
	デジカメ		会場設営・不正等の記録用
	国家試験実施細則	予備	主任監督員等が忘れた時のため
	実施要領	予備	
	救急箱		
	簡易ベッド		受験者が試験会場で体調を崩した際に使用。コットでも代用可。
	タオルケット(ブランケット等)		
	電波時計		
	電池		
	模造紙		
	電卓		
	カサ袋		雨天時用
	雑巾		
	筆記用具セット	鉛筆	赤・黒 教室数分必要(答案枚数チェック時)
		ボールペン	赤・黒
		油性マジック太	黒
		油性マジック細	赤・黒
		水性マジック	赤・黒
		蛍光マーカー	
		消しゴム	
		直定規	
		ハサミ	
		カッター	段ボールの開封、梱包用
		のり	
		ホッチキス・針	
		ゼムクリップ	
		ふせん	
		輪ゴム	
		綴紐	照合用写真台紙を綴じる
		朱肉	
		パンチ穴修繕シール	写真用台紙の穴が破けた時用
		チョーク	本部にて黒板への記載時
		メケール	答案枚数チェック時
		指サック	
		出勤簿(派遣管理簿)	主任&監督員用出勤簿
		欠席者名簿(予備)	
		確認票整理票(予備)	
		答案整理票(予備)	
		教室レイアウト図 (全教室セットで1部)	答案整理票添付
		連絡表(メモ用紙)	予備
		取扱注意シール	梱包時使用(1段ボールに2箇所)
		受験票(白紙)	再交付用
		写真用台紙の厚紙	
		綴じヒモ	
		会場のパンフ等資料、連絡先	
		受験問題の受理・返送について	受理・返送時の本省との連絡を一枚紙にまとめたもの
			FAX送付用原稿(封印番号空白)も用意

区分	品名(大項目)	品名・規格(中項目)	備考
受理・返送 作業用品	試験問題等検収チェックシート	ジュラルミン・段ボールの個数、 移送業者の連絡先、配送時間、 教室毎の送付部数を記載	会場責任者等用 本省からの事務連絡も添付
	コンテナ・ジュラルミンのキー		
	答案用ナイロン袋(防湿用)	A B4仕様、厚めのビニール	答案及び写真台紙を包む
	セロテープ(台付き)		梱包時使用
	台車		
の監督員へ 配布物	写真用台紙		教室毎に受験者数分
	受験票記載内容確認票	教室毎に封筒に入れ、 ガムテープで封しておく	教室毎に受験者数分
	配慮事項者の情報、注意事項等	教室毎の一覧表(主任に渡す) 説明内容の文書起こし 板書内容の文書起こし	該当者存在時のみ
	正誤表	有・無	訂正箇所ある場合のみ
	名札		
	腕章		
	試験室用消耗品バッグ	欠席者名簿	主任監督員用 教室数分必要
		試験答案整理票	
		受験票記載内容確認票 整理票	
		連絡票(メモ用紙小)	
		受験票(白紙)	
		手提げバック	
		受験番号札	
		鉛筆	
		赤鉛筆	
		ボールペン(黒)	
		ホワイトボードマーカー(黒)	
		カッター	
		消しゴム	
		指サック	
		綴じヒモ	
		チョーク(ケース入り)	
		セロテープ(メンディングテープ細)	
		付せん紙(大)	
		写真用台紙の厚紙(ヒモ付)	
		輪ゴム	
		定規	
	封筒	一式	受験者の携帯電話を入れる
設 営 用 品	設営関連用紙	写真、監督員配置表	参考資料(必要な場合のみ)
	張り紙①	本部等の机の席札	本部用:受験者数記載×2 (うち一部は色紙) 控室用:監督員数記載×1
		正門立看板用	
		「本部」入口	入り口2ヶ所
		「控室」入口	
		「締切」(後扉の内外各1枚)	(本部・控室用)
		「〇〇試験室」入口	部屋毎(前、後)
		マークシート記入例	業者発注、部屋毎
		受験票記載内容確認票	業者発注、部屋毎
		教室レイアウト図(前、後)	拡大印刷、部屋毎(前、後)
	受験番号札		教室毎に束にしておく
	張り紙②	受験生立ち入り禁止	
		「女子トイレ専用」	
		「男子トイレは〇階」	
		試験室の矢印「→」	
	ゴミ袋	使用不可(大学が設置 しているゴミ箱の上に表示)	
	サニタリーBOX	黒ビニール袋	当日女子トイレとして利用する 個室数+試験当日交換数必要
		「サニタリーBOX」シール	
	マグネット		張り紙用
	ガムテープ(布)		本部のみ必要
	養生テープ(白)		立看板用
	メンディングテープ		張り紙用
	ナイロンヒモ		

区分	品名(大項目)	品名・規格(中項目)	備考
管理栄養士用	黒板記載事項	黒板貼付の用紙	教室数分必要
	案内図	地図 & 試験室-受験場号	
	設営写真×5	管栄用の黒板内容	
	各試験室別実施状況報告書	//	
	実施状況報告書(総括表)		
	コンテナ数、封印番号報告書		
	ブルーリスト(受験番号順)		
	ブルーリスト(50音順)		

1-1. 従来の実施に要した経費（総括表）

（単位：千円）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
民間事業者請負費		2,620,281	2,383,207	801,756
	うち、変更契約に係る経費の増減額	1,818,525	1,581,451	—

（注記事項）

1. 請負事業者との契約額を計上している。
2. 金額の詳細については以降の内訳を参照のこと。
3. 令和5年度及び令和6年度については、新型コロナウイルス感染症対策の見直しに係る変更契約により当初契約額より減額している。

1-2. 従来の実施に要した経費（ブロック別内訳）

（単位：千円）（税込）

前請負業者実施分（医師等 1 2 職種）	北海道	東北	関東信越	東海北陸	近畿
物件に要する経費等					
R5年度	45,323	48,456	268,723	62,272	89,622
うち、変更契約に係る経費の増減額	-1,997	-3,067	-16,741	-4,887	-8,290
R6年度	45,323	48,456	268,723	62,272	89,622
うち、変更契約に係る経費の増減額	-1,997	-3,067	-16,741	-4,887	-8,290
R7年度	45,323	48,456	268,723	62,272	89,622
平均	45,323	48,456	268,723	62,272	89,622
試験監督員等に要する経費等					
R5年度	27,687	42,509	246,233	67,740	117,050
うち、変更契約に係る経費の増減額	0	0	0	0	0
R6年度	27,687	42,509	246,233	67,740	117,050
うち、変更契約に係る経費の増減額	0	0	0	0	0
R7年度	27,687	42,509	246,233	67,740	117,050
平均	27,687	42,509	246,233	67,740	117,050
小計					
R5年度	73,010	90,965	514,956	130,012	206,672
うち、変更契約に係る経費の増減額	-1,997	-3,067	-16,741	-4,887	-8,290
R6年度	73,010	90,965	514,956	130,012	206,672
うち、変更契約に係る経費の増減額	-1,997	-3,067	-16,741	-4,887	-8,290
R7年度	73,010	90,965	514,956	130,012	206,672
平均	73,010	90,965	514,956	130,012	206,672
	中国	四国	九州	沖縄	合計
物件に要する経費等					
R5年度	24,545	12,435	67,127	5,067	623,568
うち、変更契約に係る経費の増減額	-2,384	-2,067	-6,480	-509	-46,422
R6年度	24,545	12,435	67,127	5,067	623,568
うち、変更契約に係る経費の増減額	-2,384	-2,067	-6,480	-509	-46,422
R7年度	24,545	12,435	67,127	5,067	623,568
平均	24,545	12,435	67,127	5,067	623,568
試験監督員等に要する経費等					
R5年度	31,491	22,951	89,837	6,934	652,432
うち、変更契約に係る経費の増減額	0	0	0	0	0
R6年度	31,491	22,951	89,837	6,934	652,432
うち、変更契約に係る経費の増減額	0	0	0	0	0
R7年度	31,491	22,951	89,837	6,934	652,432
平均	31,491	22,951	89,837	6,934	652,432
小計					
R5年度	56,036	35,386	156,964	12,001	1,276,000
うち、変更契約に係る経費の増減額	-2,384	-2,067	-6,480	-509	-46,422
R6年度	56,036	35,386	156,964	12,001	1,276,000
うち、変更契約に係る経費の増減額	-2,384	-2,067	-6,480	-509	-46,422
R7年度	56,036	35,386	156,964	12,001	1,276,000
平均	56,036	35,386	156,964	12,001	1,276,000

（注記事項）

1. 物件に要する経費等の主な費用の内訳は別表 1 のとおり
2. 試験監督員等に要する経費等の主な費用の内訳は別表 2 のとおり
3. 各計数については、各欄において四捨五入しているため、金額の単純な合計と合計欄の計数が一致しない場合がある。
4. 令和 5 年度及び令和 6 年度については、新型コロナウイルス感染症対策の見直しに係る変更契約により当初契約額より減額している。

物件に要する経費等の内訳

(別表 1)
(単位：千円) (税込)

	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
R5年度										
消耗品費	276	424	2,313	675	1,145	329	286	895	70	6,413
うち、変更契約に係る経費の増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備品費	2,445	3,753	26,275	5,981	10,145	2,918	2,530	7,931	624	62,602
うち、変更契約に係る経費の増減額	-1,997	-3,067	-16,741	-4,887	-8,290	-2,384	-2,067	-6,480	-509	-46,422
試験会場借上費	40,625	41,243	188,675	50,778	70,126	18,938	7,573	51,886	3,869	473,711
うち、変更契約に係る経費の増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医師	1,400	986	3,170	1,051	759	383	1,059	240	296	9,344
歯科医師	2,067	1,627	6,315	1,712	1,414	312	0	393	0	13,841
保健師	4,486	4,560	12,650	6,203	6,234	2,206	2,645	9,635	1,483	50,102
助産師	310	233	482	213	454	90	50	342	81	2,256
看護師	1,307	3,457	17,337	6,630	5,996	1,790	892	9,881	213	47,503
診療放射線技師	8,575	2,769	13,335	7,152	9,431	3,746	792	7,958	0	53,758
臨床検査技師	2,705	1,077	5,219	1,959	2,881	1,069	616	3,367	149	19,041
理学療法士・作業療法士	1,117	1,797	5,068	1,775	2,808	0	602	7,177	478	20,822
視能訓練士	0	0	3,377	0	2,083	0	0	0	0	5,460
管理栄養士	15,408	16,097	75,095	22,400	22,134	5,537	0	12,692	1,168	170,531
薬剤師	3,249	8,640	46,627	1,684	15,931	3,804	917	201	0	81,054
訪問窓口設置費用	1,977	3,036	16,572	4,838	8,206	2,360	2,046	6,415	504	45,954
電話窓口設置費用	0	0	34,888	0	0	0	0	0	0	34,888
小計	45,323	48,456	268,723	62,272	89,622	24,545	12,435	67,127	5,067	623,568
うち、変更契約に係る経費の増減額	-1,997	-3,067	-16,741	-4,887	-8,290	-2,384	-2,067	-6,480	-509	-46,422
R6年度										
消耗品費	276	424	2,313	675	1,145	329	286	895	70	6,413
うち、変更契約に係る経費の増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備品費	2,445	3,753	26,275	5,981	10,145	2,918	2,530	7,931	624	62,602
うち、変更契約に係る経費の増減額	-1,997	-3,067	-16,741	-4,887	-8,290	-2,384	-2,067	-6,480	-509	-46,422
試験会場借上費	40,625	41,243	188,675	50,778	70,126	18,938	7,573	51,886	3,869	473,711
うち、変更契約に係る経費の増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医師	1,400	986	3,170	1,051	759	383	1,059	240	296	9,344
歯科医師	2,067	1,627	6,315	1,712	1,414	312	0	393	0	13,841
保健師	4,486	4,560	12,650	6,203	6,234	2,206	2,645	9,635	1,483	50,102
助産師	310	233	482	213	454	90	50	342	81	2,256
看護師	1,307	3,457	17,337	6,630	5,996	1,790	892	9,881	213	47,503
診療放射線技師	8,575	2,769	13,335	7,152	9,431	3,746	792	7,958	0	53,758
臨床検査技師	2,705	1,077	5,219	1,959	2,881	1,069	616	3,367	149	19,041
理学療法士・作業療法士	1,117	1,797	5,068	1,775	2,808	0	602	7,177	478	20,822
視能訓練士	0	0	3,377	0	2,083	0	0	0	0	5,460
管理栄養士	15,408	16,097	75,095	22,400	22,134	5,537	0	12,692	1,168	170,531
薬剤師	3,249	8,640	46,627	1,684	15,931	3,804	917	201	0	81,054
訪問窓口設置費用	1,977	3,036	16,572	4,838	8,206	2,360	2,046	6,415	504	45,954
電話窓口設置費用	0	0	34,888	0	0	0	0	0	0	34,888
小計	45,323	48,456	268,723	62,272	89,622	24,545	12,435	67,127	5,067	623,568
うち、変更契約に係る経費の増減額	-1,997	-3,067	-16,741	-4,887	-8,290	-2,384	-2,067	-6,480	-509	-46,422

	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
R7年度										
消耗品費	276	424	2,313	675	1,145	329	286	895	70	6,413
備品費	2,445	3,753	26,275	5,981	10,145	2,918	2,530	7,931	624	62,602
試験会場借上費	40,625	41,243	188,675	50,778	70,126	18,938	7,573	51,886	3,869	473,711
医師	1,400	986	3,170	1,051	759	383	1,059	240	296	9,344
歯科医師	2,067	1,627	6,315	1,712	1,414	312	0	393	0	13,841
保健師	4,486	4,560	12,650	6,203	6,234	2,206	2,645	9,635	1,483	50,102
助産師	310	233	482	213	454	90	50	342	81	2,256
看護師	1,307	3,457	17,337	6,630	5,996	1,790	892	9,881	213	47,503
診療放射線技師	8,575	2,769	13,335	7,152	9,431	3,746	792	7,958	0	53,758
臨床検査技師	2,705	1,077	5,219	1,959	2,881	1,069	616	3,367	149	19,041
理学療法士・作業療法士	1,117	1,797	5,068	1,775	2,808	0	602	7,177	478	20,822
視能訓練士	0	0	3,377	0	2,083	0	0	0	0	5,460
管理栄養士	15,408	16,097	75,095	22,400	22,134	5,537	0	12,692	1,168	170,531
薬剤師	3,249	8,640	46,627	1,684	15,931	3,804	917	201	0	81,054
訪問窓口設置費用	1,977	3,036	16,572	4,838	8,206	2,360	2,046	6,415	504	45,954
電話窓口設置費用	0	0	34,888	0	0	0	0	0	0	34,888
小計	45,323	48,456	268,723	62,272	89,622	24,545	12,435	67,127	5,067	623,568
平均										
消耗品費	276	424	2,313	675	1,145	329	286	895	70	6,413
備品費	2,445	3,753	26,275	5,981	10,145	2,918	2,530	7,931	624	62,602
試験会場借上費	40,625	41,243	188,675	50,778	70,126	18,938	7,573	51,886	3,869	473,711
医師	1,400	986	3,170	1,051	759	383	1,059	240	296	9,344
歯科医師	2,067	1,627	6,315	1,712	1,414	312	0	393	0	13,841
保健師	4,486	4,560	12,650	6,203	6,234	2,206	2,645	9,635	1,483	50,102
助産師	310	233	482	213	454	90	50	342	81	2,256
看護師	1,307	3,457	17,337	6,630	5,996	1,790	892	9,881	213	47,503
診療放射線技師	8,575	2,769	13,335	7,152	9,431	3,746	792	7,958	0	53,758
臨床検査技師	2,705	1,077	5,219	1,959	2,881	1,069	616	3,367	149	19,041
理学療法士・作業療法士	1,117	1,797	5,068	1,775	2,808	0	602	7,177	478	20,822
視能訓練士	0	0	3,377	0	2,083	0	0	0	0	5,460
管理栄養士	15,408	16,097	75,095	22,400	22,134	5,537	0	12,692	1,168	170,531
薬剤師	3,249	8,640	46,627	1,684	15,931	3,804	917	201	0	81,054
訪問窓口設置費用	1,977	3,036	16,572	4,838	8,206	2,360	2,046	6,415	504	45,954
電話窓口設置費用	0	0	34,888	0	0	0	0	0	0	34,888
小計	45,323	48,456	268,723	62,272	89,622	24,545	12,435	67,127	5,067	623,568

(注記事項)

1. 電話窓口については、東京都に1拠点のみ設置している。窓口の実績については別表5を参照。
2. 会場借上げの実績及び状況については別表3を参照。
3. 各計数については、各欄において四捨五入しているので、金額の単純な合計と合計欄の計数が一致しない場合がある。
4. 令和5年度及び令和6年度については、新型コロナウイルス感染症対策の見直しに係る変更契約により当初契約額より減額している。

試験監督員等に要する経費の内訳

(別表 2)

(単位：千円)

	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
R5年度										
試験監督員等	13,666	20,980	124,786	33,435	58,854	14,751	8,442	44,340	3,357	322,611
うち、変更契約に係る追加経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医師	357	549	2,995	874	1,483	427	370	1,159	91	8,305
歯科医師	513	788	4,300	1,255	2,129	613	0	1,665	0	11,263
保健師	1,390	2,133	16,356	3,400	5,768	1,659	1,438	4,509	355	37,008
助産師	66	101	1,046	161	274	79	68	215	17	2,027
看護師	1,392	2,137	12,394	3,405	5,776	1,662	1,440	4,515	355	33,076
診療放射線技師	1,554	2,386	13,028	3,803	6,451	1,856	1,608	5,044	397	36,127
臨床検査技師	651	999	5,454	1,592	2,701	0	673	2,111	167	14,348
理学療法士・作業療法士	661	1,015	5,543	1,618	2,745	0	684	2,146	168	14,580
視能訓練士	0	0	4,313	0	2,136	0	0	0	0	6,449
管理栄養士	4,993	7,665	41,848	12,216	20,721	5,961	0	16,199	1,274	110,877
薬剤師	2,089	3,207	17,509	5,111	8,670	2,494	2,161	6,777	533	48,551
スタッフ募集	1,916	2,942	17,157	4,688	7,952	2,287	1,982	6,217	489	45,630
うち、変更契約に係る追加経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
願書受付・審査等	9,635	14,793	82,329	23,573	39,991	11,504	9,970	31,263	2,457	225,515
うち、変更契約に係る追加経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受験案内・願書配布	791	1,214	6,629	1,935	3,282	944	819	2,566	202	18,382
願書受付・審査	2,453	3,766	20,562	6,002	10,182	2,929	2,539	7,960	626	57,019
うち、変更契約に係る追加経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受験番号の付番・確認	4,174	6,409	36,002	10,212	17,325	4,985	4,318	13,545	1,064	98,034
受験票の送付・受理・内容確認等	79	121	667	192	326	93	81	254	20	1,833
厚生労働省への願書の送付	1,564	2,402	13,513	3,828	6,494	1,868	1,619	5,076	399	36,763
コンピューター入力カードの送付	574	881	4,956	1,404	2,382	685	594	1,862	146	13,484
受験者情報入力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、変更契約に係る追加経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受験後提出書類の受付・確認	841	1,292	7,052	2,059	3,492	1,004	871	2,730	215	19,556
合格発表	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、変更契約に係る追加経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資材運搬費	693	1,063	6,837	1,694	2,874	827	717	2,247	177	17,129
うち、変更契約に係る追加経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理費等	936	1,439	8,072	2,291	3,887	1,118	969	3,040	239	21,991
うち、変更契約に係る追加経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	27,687	42,509	246,233	67,740	117,050	31,491	22,951	89,837	6,934	652,432
うち、変更契約に係る追加経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R6年度										
試験監督員等	13,666	20,980	124,786	33,435	58,854	14,751	8,442	44,340	3,357	322,611
うち、変更契約に係る追加経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医師	357	549	2,995	874	1,483	427	370	1,159	91	8,305
歯科医師	513	788	4,300	1,255	2,129	613	0	1,665	0	11,263
保健師	1,390	2,133	16,356	3,400	5,768	1,659	1,438	4,509	355	37,008
助産師	66	101	1,046	161	274	79	68	215	17	2,027
看護師	1,392	2,137	12,394	3,405	5,776	1,662	1,440	4,515	355	33,076
診療放射線技師	1,554	2,386	13,028	3,803	6,451	1,856	1,608	5,044	397	36,127
臨床検査技師	651	999	5,454	1,592	2,701	0	673	2,111	167	14,348
理学療法士・作業療法士	661	1,015	5,543	1,618	2,745	0	684	2,146	168	14,580
視能訓練士	0	0	4,313	0	2,136	0	0	0	0	6,449
管理栄養士	4,993	7,665	41,848	12,216	20,721	5,961	0	16,199	1,274	110,877
薬剤師	2,089	3,207	17,509	5,111	8,670	2,494	2,161	6,777	533	48,551
スタッフ募集	1,916	2,942	17,157	4,688	7,952	2,287	1,982	6,217	489	45,630
うち、変更契約に係る追加経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
願書受付・審査等	9,635	14,793	82,329	23,573	39,991	11,504	9,970	31,263	2,457	225,515
うち、変更契約に係る追加経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受験案内・願書配布	791	1,214	6,629	1,935	3,282	944	819	2,566	202	18,382
願書受付・審査	2,453	3,766	20,562	6,002	10,182	2,929	2,539	7,960	626	57,019
うち、変更契約に係る追加経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受験番号の付番・確認	4,174	6,409	36,002	10,212	17,325	4,985	4,318	13,545	1,064	98,034
受験票の送付・受理・内容確認等	79	121	667	192	326	93	81	254	20	1,833
厚生労働省への願書の送付	1,564	2,402	13,513	3,828	6,494	1,868	1,619	5,076	399	36,763
コンピューター入力カードの送付	574	881	4,956	1,404	2,382	685	594	1,862	146	13,484
受験者情報入力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受験後提出書類の受付・確認	841	1,292	7,052	2,059	3,492	1,004	871	2,730	215	19,556
うち、変更契約に係る追加経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合格発表	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、変更契約に係る追加経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資材運搬費	693	1,063	6,837	1,694	2,874	827	717	2,247	177	17,129
うち、変更契約に係る追加経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理費等	936	1,439	8,072	2,291	3,887	1,118	969	3,040	239	21,991
うち、変更契約に係る追加経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	27,687	42,509	246,233	67,740	117,050	31,491	22,951	89,837	6,934	652,432
うち、変更契約に係る追加経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
R7年度										
試験監督員等	13,666	20,980	124,786	33,435	58,854	14,751	8,442	44,340	3,357	322,611
医師	357	549	2,995	874	1,483	427	370	1,159	91	8,305
歯科医師	513	788	4,300	1,255	2,129	613	0	1,665	0	11,263
保健師	1,390	2,133	16,356	3,400	5,768	1,659	1,438	4,509	355	37,008
助産師	66	101	1,046	161	274	79	68	215	17	2,027
看護師	1,392	2,137	12,394	3,405	5,776	1,662	1,440	4,515	355	33,076
診療放射線技師	1,554	2,386	13,028	3,803	6,451	1,856	1,608	5,044	397	36,127
臨床検査技師	651	999	5,454	1,592	2,701	0	673	2,111	167	14,348
理学療法士・作業療法士	661	1,015	5,543	1,618	2,745	0	684	2,146	168	14,580
視能訓練士	0	0	4,313	0	2,136	0	0	0	0	6,449
管理栄養士	4,993	7,665	41,848	12,216	20,721	5,961	0	16,199	1,274	110,877
薬剤師	2,089	3,207	17,509	5,111	8,670	2,494	2,161	6,777	533	48,551
スタッフ募集	1,916	2,942	17,157	4,688	7,952	2,287	1,982	6,217	489	45,630
願書受付・審査等	9,635	14,793	82,329	23,573	39,991	11,504	9,970	31,263	2,457	225,515
受験案内・願書配布	791	1,214	6,629	1,935	3,282	944	819	2,566	202	18,382
願書受付・審査	2,453	3,766	20,562	6,002	10,182	2,929	2,539	7,960	626	57,019
受験番号の付番・確認	4,174	6,409	36,002	10,212	17,325	4,985	4,318	13,545	1,064	98,034
受験票の送付・受理・内容確認等	79	121	667	192	326	93	81	254	20	1,833
厚生労働省への願書の送付	1,564	2,402	13,513	3,828	6,494	1,868	1,619	5,076	399	36,763
コンピューター入力カードの送付	574	881	4,956	1,404	2,382	685	594	1,862	146	13,484
受験者情報入力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受験後提出書類の受付・確認	841	1,292	7,052	2,059	3,492	1,004	871	2,730	215	19,556
合格発表	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資材運搬費	693	1,063	6,837	1,694	2,874	827	717	2,247	177	17,129
管理費等	936	1,439	8,072	2,291	3,887	1,118	969	3,040	239	21,991
小計	27,687	42,509	246,233	67,740	117,050	31,491	22,951	89,837	6,934	652,432
平均										
試験監督員等	13,666	20,980	124,786	33,435	58,854	14,751	8,442	44,340	3,357	322,611
医師	357	549	2,995	874	1,483	427	370	1,159	91	8,305
歯科医師	513	788	4,300	1,255	2,129	613	0	1,665	0	11,263
保健師	1,390	2,133	16,356	3,400	5,768	1,659	1,438	4,509	355	37,008
助産師	66	101	1,046	161	274	79	68	215	17	2,027
看護師	1,392	2,137	12,394	3,405	5,776	1,662	1,440	4,515	355	33,076
診療放射線技師	1,554	2,386	13,028	3,803	6,451	1,856	1,608	5,044	397	36,127
臨床検査技師	651	999	5,454	1,592	2,701	0	673	2,111	167	14,348
理学療法士・作業療法士	661	1,015	5,543	1,618	2,745	0	684	2,146	168	14,580
視能訓練士	0	0	4,313	0	2,136	0	0	0	0	6,449
管理栄養士	4,993	7,665	41,848	12,216	20,721	5,961	0	16,199	1,274	110,877
薬剤師	2,089	3,207	17,509	5,111	8,670	2,494	2,161	6,777	533	48,551
スタッフ募集	1,916	2,942	17,157	4,688	7,952	2,287	1,982	6,217	489	45,630
願書受付・審査等	9,635	14,793	82,329	23,573	39,991	11,504	9,970	31,263	2,457	225,515
受験案内・願書配布	791	1,214	6,629	1,935	3,282	944	819	2,566	202	18,382
願書受付・審査	2,453	3,766	20,562	6,002	10,182	2,929	2,539	7,960	626	57,019
受験番号の付番・確認	4,174	6,409	36,002	10,212	17,325	4,985	4,318	13,545	1,064	98,034
受験票・受験者留意事項等の送付	79	121	667	192	326	93	81	254	20	1,833
厚生労働省への願書の送付	1,564	2,402	13,513	3,828	6,494	1,868	1,619	5,076	399	36,763
コンピューター入力カードの送付	574	881	4,956	1,404	2,382	685	594	1,862	146	13,484
受験者情報入力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受験後提出書類の受付・確認	841	1,292	7,052	2,059	3,492	1,004	871	2,730	215	19,556
合格発表	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資材運搬費	693	1,063	6,837	1,694	2,874	827	717	2,247	177	17,129
管理費等	936	1,439	8,072	2,291	3,887	1,118	969	3,040	239	21,991
小計	27,687	42,509	246,233	67,740	117,050	31,491	22,951	89,837	6,934	652,432

(注記事項)

- 試験監督等の状況については別表 3 を参照。
- 願書受付件数については別表 4 を参照。
- 受験後提出書類の受付・確認件数については別表 6 を参照。
- 管理費等には、管理費の他、試験運営マニュアルの作成承認や危機管理要領の作成承認にかかる費用が含まれている。
- 各計数については、各欄において四捨五入しているので、金額の単純な合計と合計欄の計数が一致しない場合がある。
- 令和 5 年度及び令和 6 年度については、新型コロナウイルス感染症対策の見直しに係る変更契約により当初契約額より減額している。
- 厚生労働省ホームページにおいてのみ合格発表を実施した。

試験実施時の立会業務等について

	年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等 (人) 主任監督員・監督員 等、主に試験室での 監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等 (人) 監督員等以外の人数	ブロック
5 年 度		医師	TKPガーデンシティ札幌駅前	393	7	27	10	01北海道
			東北学院大学 土樋キャンパス	901	8	34	12	02東北
			大正大学巣鴨キャンパス	1,700	30	99	16	03関東信越
			帝京平成大学 中野キャンパス	1,890	14	65	17	03関東信越
			日本歯科大学新潟生命歯学部	127	2	12	7	03関東信越
			愛知学院大学 日進キャンパス	1,013	13	48	18	04東海北陸
			石川県青少年総合研修センター	489	9	35	8	04東海北陸
			大阪電気通信大学寝屋川キャンパス	1,518	12	51	17	05近畿
			広島工業大学専門学校	615	13	45	11	06中国四国
			サンメッセ香川	610	6	30	14	07四国
			第一薬科大学	1,010	7	41	13	08九州
			崇城大学池田キャンパス	237	3	15	11	08九州
			琉球大学千原キャンパス (人文社会学部)	112	3	15	7	09沖縄
		歯科医師	TKP札幌カンファレンスセンター	148	3	15	8	01北海道
			仙台青葉学院短期大学中央キャンパス3号館・3号館ANNEX	271	4	18	9	02東北
			大正大学巣鴨キャンパス	1,000	15	54	12	03関東信越
			東京工科大学 蒲田キャンパス	559	9	33	10	03関東信越
			日本歯科大学新潟生命歯学部	109	2	12	7	03関東信越
			愛知学院大学 日進キャンパス	313	3	17	12	04東海北陸
			桃山学院大学 和泉キャンパス	548	5	24	12	05近畿
			広島大学 霞キャンパス	88	2	12	6	06中国四国
			第一薬科大学	532	4	25	11	08九州
		保健師	TKP札幌駅カンファレンスセンター	155	2	12	8	01北海道
			弘前大学	169	4	17	9	02東北
			仙台卸商センターサンフェスタ・卸町会館	440	4	22	9	02東北
			大正大学巣鴨キャンパス	1,700	30	99	16	03関東信越
			大妻女子大学 千代田キャンパス	949	18	62	14	03関東信越
			新潟医療福祉大学	325	3	18	8	03関東信越
			愛知学院大学 日進キャンパス	978	13	48	18	04東海北陸
			金沢医科大学	343	3	17	8	04東海北陸
			大和大学 吹田キャンパス	1,183	18	61	14	05近畿
			安田女子大学	469	8	30	11	06中国四国
			サン・イレブン高松	392	7	29	10	07四国
			南近代ビル	620	5	28	10	08九州
			沖縄大学 本キャンパス	122	3	15	7	09沖縄
		助産師	TKP札幌駅カンファレンスセンター	66	1	9	8	01北海道
			弘前大学	30	1	9	7	02東北
			仙台卸商センターサンフェスタ・卸町会館	135	1	10	7	02東北
			大正大学巣鴨キャンパス	707	12	44	10	03関東信越
			新潟医療福祉大学	35	1	9	7	03関東信越
			愛知学院大学 日進キャンパス	236	5	21	12	04東海北陸
			金沢医科大学	45	1	9	7	04東海北陸
			大和大学 吹田キャンパス	423	6	25	12	05近畿
			安田女子大学	111	2	12	6	06中国四国
			サン・イレブン高松	88	1	9	8	07四国
			南近代ビル	258	2	15	8	08九州
			沖縄大学 本キャンパス	36	1	9	6	09沖縄

	年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等 (人) 主任監督員・監督員等、主に試験室での監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等 (人) 監督員等以外的人数	ブロック
		看護師	日本医療大学 月寒本キャンパス	1,203	16	56	15	01北海道
			北海道科学大学	1,771	19	68	18	01北海道
			弘前大学	1,197	21	71	16	02東北
			仙台卸商センターサンフェスタ・卸町会館	1,600	11	56	15	02東北
			東北学院大学 五橋キャンパス	1,607	11	55	14	02東北
			昭和女子大学	2,300	47	153	23	03関東信越
			東京外国語大学 府中キャンパス	1,800	40	128	17	03関東信越
			帝京平成大学 中野キャンパス	3,400	35	132	26	03関東信越
			明治学院大学 白金キャンパス	1,500	21	74	17	03関東信越
			大妻女子大学 千代田キャンパス (第1会場A棟)	1,950	30	96	17	03関東信越
			大妻女子大学 千代田キャンパス (第2会場E・F・G棟)	1,600	23	79	17	03関東信越
			大正大学 巣鴨キャンパス	2,300	33	116	21	03関東信越
			東京工科大学 八王子キャンパス	750	8	35	18	03関東信越
			東京工科大学 蒲田キャンパス	2,300	39	127	19	03関東信越
			武蔵野大学 有明キャンパス	1,540	25	83	15	03関東信越
			新潟医療福祉大学	1,223	11	47	15	03関東信越
			愛知学院大学 名城公園キャンパス	1,300	13	51	15	04東海北陸
			愛知大学 名古屋キャンパス	2,200	19	79	24	04東海北陸
			愛知学院大学 日進キャンパス	1,100	15	55	19	04東海北陸
			中京大学 名古屋キャンパス	1,973	28	99	29	04東海北陸
			金沢医科大学	469	5	24	9	04東海北陸
			北陸大学太陽が丘キャンパス	1,250	21	72	14	04東海北陸
			大阪工業大学 大宮キャンパス	2,000	17	70	20	05近畿
			大阪商業大学	3,000	27	104	24	05近畿
			大和大学 吹田キャンパス	2,408	31	106	21	05近畿
			大阪電気通信大学寝屋川キャンパス	1,900	16	62	17	05近畿
			大阪経済大学 大隅キャンパス	1,634	15	62	16	05近畿
			安田女子大学	2,400	32	107	21	06中国四国
			広島市中小企業会館	1,000	10	37	11	06中国四国
			広島都市学園大学 宇品キャンパス	215	3	15	8	06中国四国
			サンメッセ香川	1,860	15	63	17	07四国
			香川大学 幸町北キャンパス	1,000	13	49	14	07四国
			四国医療専門学校	453	7	27	10	07四国
			博多国際展示場&カンファレンスセンター	2,800	19	93	17	08九州
			九州大学 伊都キャンパス	1,800	21	77	14	08九州
			南近代ビル	1,200	9	44	12	08九州
			九州工業大学 戸畑キャンパス	630	8	33	13	08九州
			北九州市立大学 ひびきのキャンパス	780	16	57	11	08九州
			西日本工業大学 小倉キャンパス	300	5	22	9	08九州
			福岡女学院大学	1,342	17	64	13	08九州
			琉球大学千原キャンパス共通教育棟	876	14	48	12	09沖縄
		診療放射線技師	TKP札幌駅カンファレンスセンター	214	3	15	8	01北海道
			仙台卸商センターサンフェスタ・卸町会館	203	1	12	7	02東北
			大正大学 巣鴨キャンパス	1,435	20	73	14	03関東信越
			愛知学院大学 日進キャンパス	488	7	29	13	04東海北陸
			大和大学 吹田キャンパス	770	12	42	13	05近畿
			広島工業大学専門学校	134	1	10	6	06中国四国
			高松商工会議所	162	1	11	8	07四国
			久留米大学 御井キャンパス	482	3	20	10	08九州
		臨床検査技師	TKP札幌駅カンファレンスセンター	239	3	15	8	01北海道
			仙台卸商センターサンフェスタ・卸町会館	109	1	10	7	02東北
			大正大学 巣鴨キャンパス	1,700	30	99	16	03関東信越
			東京工科大学 蒲田キャンパス	537	6	26	11	03関東信越
			愛知学院大学 日進キャンパス	561	10	38	14	04東海北陸
			大和大学 吹田キャンパス	921	14	49	14	05近畿
			広島工業大学専門学校	176	1	11	6	06中国四国
			高松商工会議所	311	2	15	8	07四国
			博多国際展示場&カンファレンスセンター	727	5	28	12	08九州
			沖縄大学 本キャンパス	31	1	9	6	09沖縄

	年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等 (人) 主任監督員・監督員等、主に試験室での監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等 (人) 監督員等以外の人数	ブロック
5 年 度		理学療法士	北海道科学大学	639	15	50	10	01北海道
			東北学院大学五橋キャンパス	916	6	32	10	02東北
			立教大学 池袋キャンパス	3,200	51	165	25	03関東信越
			東京工科大学 蒲田キャンパス	1,002	25	82	16	03関東信越
			中京大学 名古屋キャンパス	1,495	12	54	29	04東海北陸
			大阪電気通信大学 寝屋川キャンパス	1,890	17	64	17	05近畿
			大阪経済大学 大隅キャンパス	998	15	55	12	05近畿
			香川大学 幸町北キャンパス	588	7	30	11	07四国
			博多国際展示場&カンファレンスセンター	2,288	14	78	17	08九州
			沖縄国際大学	259	2	14	7	09沖縄
		作業療法士	北海道科学大学	315	6	24	9	01北海道
			東北学院大学五橋キャンパス	493	4	22	8	02東北
			東京外国語大学 府中キャンパス	1,775	39	125	16	03関東信越
			愛知学院大学 日進キャンパス	649	8	33	15	04東海北陸
			大阪工業大学 大宮キャンパス	1,319	10	46	15	05近畿
			四国医療専門学校	265	4	18	10	07四国
			福岡大学 8号館	1,065	10	44	12	08九州
			琉球大学 千原キャンパス人文社会学部	94	1	9	7	09沖縄
		視能訓練士	大正大学 巣鴨キャンパス	584	11	40	10	03関東信越
			大阪商業大学	427	3	19	10	05近畿
		管理栄養士	北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟	835	14	49	12	01北海道
			仙台卸商センターサンフェスタ・卸町会館	1,277	7	43	13	02東北
			女子栄養大学 坂戸キャンパス	1,236	17	60	15	03関東信越
			実践女子大学 渋谷キャンパス	1,720	27	90	15	03関東信越
			桜美林大学 新宿キャンパス	830	18	61	12	03関東信越
			文化学園大学	1,130	17	60	15	03関東信越
			共立女子大学	1,364	31	100	17	03関東信越
			中京大学 名古屋キャンパス	2,226	26	94	33	04東海北陸
			大阪商業大学	1,800	16	67	17	05近畿
			桃山学院大学 和泉キャンパス	1,730	14	57	17	05近畿
			川崎医療福祉大学	1,200	14	59	15	06中国四国
			中国学園大学	262	3	18	8	06中国四国
			西南学院大学	2,061	20	82	17	08九州
			沖縄看護専門学校	181	2	13	6	09沖縄
		薬剤師	北海道科学大学	559	5	23	11	01北海道
			仙台卸商センターサンフェスタ・卸町会館	1,178	7	42	12	02東北
			大正大学巣鴨キャンパス	2,000	31	107	20	03関東信越
			帝京平成大学 中野キャンパス	2,200	17	76	18	03関東信越
			東京工科大学 蒲田キャンパス	900	12	44	12	03関東信越
			武蔵野大学 有明キャンパス	711	10	36	11	03関東信越
			北陸大学 太陽が丘キャンパス	358	6	27	10	04東海北陸
			名城大学 天白キャンパス	1,613	13	60	21	04東海北陸
			大和大学 吹田キャンパス	1,800	23	82	17	05近畿
			大阪商業大学	1,072	9	39	13	05近畿
			安田女子大学	749	11	39	12	06中国四国
			徳島文理大学 徳島キャンパス	436	3	19	11	07四国
			第一薬科大学	1,542	12	57	15	08九州

	年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等 (人) 主任監督員・監督員等、主に試験室での監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等 (人) 監督員等以外的人数	ブロック
6 年度		医師	TKPガーデンシティ札幌駅前	373	6	24	9	01北海道
			仙台卸商センターサンフェスタ・卸町会館	894	6	30	12	02東北
			大正大学 巣鴨キャンパス	1,900	28	98	19	03関東信越
			帝京平成大学 中野キャンパス	1,632	13	59	17	03関東信越
			日本歯科大学 新潟生命歯学部	138	3	15	7	03関東信越
			愛知学院大学 日進キャンパス	962	12	46	21	04東海北陸
			石川県青少年総合研修センター	495	9	35	8	04東海北陸
			大阪電気通信大学 寝屋川キャンパス	1,551	12	56	17	05近畿
			安田女子大学	600	7	31	11	06中国四国
			サンメッセ香川	585	6	32	13	07四国
			第一薬科大学	1,036	8	41	13	08九州
			熊本保健科学大学	247	3	16	9	08九州
			琉球大学 千原キャンパス (共通教育棟)	131	2	12	8	09沖縄
		歯科医師	札幌コンベンションセンター	149	1	10	9	01北海道
			仙台卸商センターサンフェスタ・卸町会館	219	1	12	9	02東北
			東京工科大学 蒲田キャンパス	1,476	22	76	15	03関東信越
			日本歯科大学 新潟生命歯学部	120	2	12	7	03関東信越
			愛知学院大学 日進キャンパス	359	4	20	14	04東海北陸
			桃山学院大学 和泉キャンパス	512	3	24	9	05近畿
			広島大学 霞キャンパス	82	2	12	6	06中国四国
			第一薬科大学	514	4	23	11	08九州
		保健師	TKP札幌駅カンファレンスセンター	158	2	12	8	01北海道
			弘前大学	163	2	12	7	02東北
			仙台卸商センターサンフェスタ・卸町会館	405	2	17	12	02東北
			東京外国語大学 府中キャンパス	1,500	26	87	14	03関東信越
			実践女子大学 渋谷キャンパス	1,093	11	42	13	03関東信越
			新潟医療福祉大学	299	4	20	8	03関東信越
			愛知学院大学 日進キャンパス	1,012	12	46	21	04東海北陸
			金沢医科大学	343	3	18	8	04東海北陸
			大和大学 吹田キャンパス	1,142	10	43	14	05近畿
			安田女子大学	472	5	23	10	06中国四国
			サン・イレブン高松	402	6	26	10	07四国
			南近代ビル	606	5	28	10	08九州
			沖縄大学 本キャンパス	121	3	15	7	09沖縄
		助産師	TKP札幌駅カンファレンスセンター	65	1	9	8	01北海道
			弘前大学	30	1	9	7	02東北
			仙台卸商センターサンフェスタ・卸町会館	144	2	13	7	02東北
			大正大学 巣鴨キャンパス	650	11	40	11	03関東信越
			新潟医療福祉大学	26	1	9	6	03関東信越
			愛知学院大学 日進キャンパス	225	3	16	14	04東海北陸
			金沢医科大学	45	1	9	7	04東海北陸
			大和大学 吹田キャンパス	421	5	22	10	05近畿
			安田女子大学	104	1	10	6	06中国四国
			サン・イレブン高松	85	1	9	7	07四国
			南近代ビル	239	2	14	8	08九州
			沖縄大学 本キャンパス	31	1	9	6	09沖縄
		看護師	北海道科学大学	1,991	24	83	21	01北海道
			日本医療大学 月寒本キャンパス	973	15	51	16	01北海道
			弘前大学	1,199	22	76	16	02東北
			仙台卸商センターサンフェスタ・卸町会館	1,500	9	50	15	02東北
			東北学院大学 五橋キャンパス	1,567	12	57	14	02東北
			大正大学 巣鴨キャンパス	2,270	35	121	22	03関東信越
			立教大学 池袋キャンパス	1,800	26	92	17	03関東信越
			東京工科大学 八王子キャンパス	800	11	43	17	03関東信越
			明治学院大学 白金キャンパス	1,500	22	77	14	03関東信越
			大妻女子大学 千代田キャンパス	1,950	30	97	16	03関東信越
			昭和女子大学	2,300	36	121	19	03関東信越
			帝京平成大学 中野キャンパス	3,400	35	132	26	03関東信越
			文化学園大学	1,150	15	56	13	03関東信越
			東京工科大学 蒲田キャンパス	2,300	39	128	18	03関東信越
			武蔵野大学 有明キャンパス	2,130	36	117	20	03関東信越
			新潟医療福祉大学	1,237	12	52	14	03関東信越
			愛知学院大学 名城公園キャンパス	1,200	13	51	17	04東海北陸
			愛知大学 名古屋キャンパス	2,500	22	94	30	04東海北陸
			愛知学院大学 日進キャンパス	1,063	14	51	23	04東海北陸
			中京大学 名古屋キャンパス	1,893	21	74	30	04東海北陸
			金沢医科大学	702	8	34	11	04東海北陸
			北陸大学 太陽が丘キャンパス	965	15	54	13	04東海北陸
			大和大学 吹田キャンパス	2,400	29	103	20	05近畿
			大阪電気通信大学 寝屋川キャンパス	1,970	16	64	17	05近畿
			近畿大学 東大阪キャンパス	1,700	14	58	18	05近畿
			大阪商業大学	2,600	23	90	21	05近畿
			大阪経済大学 大隅キャンパス	1,400	27	91	15	05近畿
			大阪工業大学 大宮キャンパス	743	6	30	14	05近畿
			安田女子大学	2,522	35	116	23	06中国四国

	年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等 (人) 主任監督員・監督員等、主に試験室での監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等 (人) 監督員等以外の人数	ブロック
6 年度			広島市中小企業会館	998	10	39	11	06中国四国
			香川大学 幸町北キャンパス	1,741	23	83	16	07四国
			高松大学・高松短期大学	897	14	53	13	07四国
			香川大学 三木町農学部キャンパス	602	8	32	11	07四国
			博多国際展示場&カンファレンスセンター	3,100	19	99	22	08九州
			南近代ビル	1,191	7	42	11	08九州
			九州国際大学	2,100	25	92	17	08九州
			西日本工業大学 おおせキャンパス	840	9	37	11	08九州
			福岡女学院大学	1,750	25	88	16	08九州
			沖縄女子短期大学	460	8	33	8	09沖縄
			沖縄看護専門学校	415	7	28	8	09沖縄
		診療放射線技師	TKP札幌駅カンファレンスセンター	239	3	15	8	01北海道
			仙台卸商センターサンフェスタ・卸町会館	221	1	12	7	02東北
			大正大学 巣鴨キャンパス	1,463	22	79	17	03関東信越
			愛知大学 名古屋キャンパス	501	7	30	16	04東海北陸
			大和大学 吹田キャンパス	847	11	40	13	05近畿
			広島工業大学専門学校	233	1	12	6	06中国四国
			サン・イレブン高松	106	1	10	8	07四国
			福岡大学	466	4	21	11	08九州
		臨床検査技師	TKP札幌駅カンファレンスセンター	308	4	18	9	01北海道
			仙台卸商センターサンフェスタ・卸町会館	145	1	10	7	02東北
			大正大学 巣鴨キャンパス	2,244	35	121	22	03関東信越
			愛知大学 名古屋キャンパス	612	10	40	16	04東海北陸
			大和大学 吹田キャンパス	953	13	46	14	05近畿
			広島工業大学専門学校	185	1	11	6	06中国四国
			サン・イレブン高松	289	3	19	8	07四国
			福岡大学	691	7	31	12	08九州
		理学療法士	沖縄大学 本キャンパス	41	1	9	6	09沖縄
			北海道科学大学	654	14	48	12	01北海道
			東北学院大学 五橋キャンパス	989	6	34	11	02東北
			大正大学 巣鴨キャンパス	2,100	32	111	20	03関東信越
			東京工科大学 蒲田キャンパス	2,106	39	127	17	03関東信越
			中京大学 名古屋キャンパス	1,544	16	63	26	04東海北陸
			大阪電気通信大学 寝屋川キャンパス	1,793	15	61	17	05近畿
			大阪経済大学 大隅キャンパス	1,096	7	38	13	05近畿
			四国医療専門学校	335	6	24	10	07四国
			香川短期大学	251	5	21	10	07四国
			博多国際展示場&カンファレンスセンター	2,189	11	69	17	08九州
			沖縄国際大学	248	2	14	7	09沖縄
		作業療法士	北海道科学大学	334	7	27	9	01北海道
			東北学院大学 五橋キャンパス	541	4	24	8	02東北
			昭和女子大学	1,728	31	102	16	03関東信越
			愛知学院大学 日進キャンパス	715	9	36	18	04東海北陸
			近畿大学 東大阪キャンパス	1,300	14	52	17	05近畿
			サン・イレブン高松	260	3	17	8	07四国
			福岡工業大学	955	10	40	12	08九州
			沖縄女子短期大学	87	1	9	6	09沖縄
		視能訓練士	大正大学 巣鴨キャンパス	531	10	37	10	03関東信越
			大阪商業大学	418	3	19	11	05近畿
		管理栄養士	札幌コンベンションセンター	873	4	28	13	01北海道
			仙台卸商センターサンフェスタ・卸町会館	1,296	7	43	13	02東北
			女子栄養大学 坂戸キャンパス	1,251	17	60	14	03関東信越
			昭和女子大学	1,600	24	84	16	03関東信越
			実践女子大学 渋谷キャンパス	1,739	28	95	15	03関東信越
			桜美林大学 新宿キャンパス	711	14	49	11	03関東信越
			文化学園大学	906	13	49	13	03関東信越
			愛知大学 名古屋キャンパス	2,146	17	76	25	04東海北陸
			近畿大学 東大阪キャンパス	3,379	28	116	26	05近畿
			くらしき作陽大学	1,000	13	49	15	06中国四国
			中国学園大学	423	5	23	12	06中国四国
			中村学園大学	2,064	28	97	18	08九州
			沖縄看護専門学校	188	3	15	6	09沖縄

	年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等 (人) 主任監督員・監督員等、主に試験室での監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等 (人) 監督員等以外の人数	ブロック
		薬剤師	北海道科学大学	569	6	25	10	01北海道
			仙台卸商センターサンフェスタ・卸町会館	1,066	7	41	12	02東北
			立教大学 池袋キャンパス	1,300	20	69	14	03関東信越
			東京工科大学 蒲田キャンパス	900	12	44	11	03関東信越
			実践女子大学 渋谷キャンパス	1,609	25	84	15	03関東信越
			武蔵野大学 有明キャンパス	1,957	36	115	19	03関東信越
			北陸大学 太陽が丘キャンパス	384	6	27	10	04東海北陸
			名城大学 天白キャンパス	1,467	13	60	23	04東海北陸
			大和大学 吹田キャンパス	1,515	16	63	17	05近畿
			大阪商業大学	1,365	13	52	14	05近畿
			安田女子大学	773	11	41	12	06中国四国
			徳島文理大学 徳島キャンパス	423	3	21	11	07四国
			第一薬科大学	1,497	10	52	16	08九州
	7 年度	医師						01北海道
								02東北
								03関東信越
								03関東信越
								03関東信越
								04東海北陸
								04東海北陸
								05近畿
								06中国四国
								07四国
								08九州
								08九州
								09沖縄
		歯科医師						01北海道
								02東北
								03関東信越
								03関東信越
								04東海北陸
								05近畿
								06中国四国
								08九州
		保健師						01北海道
								02東北
								02東北
								03関東信越
								03関東信越
								03関東信越
								04東海北陸
								04東海北陸
								05近畿
								06中国四国
		助産師						07四国
								08九州
								09沖縄
								01北海道
								02東北
								02東北
								03関東信越
								03関東信越
								04東海北陸
								04東海北陸
								05近畿
								06中国四国
								07四国
								08九州
								09沖縄

	年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)		受験室数 (室)		監督員等 (人) 主任監督員・監督員等、主に試験室での監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等 (人) 監督員等以外の人数	ブロック
	7 年 度	看護師								01北海道
										01北海道
										02東北
										02東北
										02東北
										03関東信越
										03関東信越
										03関東信越
										03関東信越
										03関東信越
										03関東信越
										03関東信越
										03関東信越
										03関東信越
										03関東信越
										03関東信越
										03関東信越
										03関東信越
										03関東信越
										03関東信越
										04東海北陸
										04東海北陸
										04東海北陸
										04東海北陸
										04東海北陸
										04東海北陸
										05近畿
										05近畿
										05近畿
										05近畿
										05近畿
										05近畿
										06中国四国
										06中国四国
										07四国
										07四国
										07四国
										08九州
										08九州
										08九州
										08九州
										08九州
										09沖縄
										09沖縄
		診療放射線技師								01北海道
										02東北
										03関東信越
										04東海北陸
										05近畿
		臨床検査技師								06中国四国
										07四国
										08九州
										01北海道
										02東北
		理学療法士								03関東信越
										04東海北陸
										05近畿
										06中国四国
										07四国
		作業療法士								07四国
										08九州
										09沖縄
										01北海道
										02東北
		視能訓練士								03関東信越
										04東海北陸
										05近畿

	年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等 (人) 主任監督員・監督員等、主に試験室での監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等 (人) 監督員等以外の人数	ブロック
		管理栄養士						01北海道
								02東北
								03関東信越
								03関東信越
								03関東信越
								03関東信越
								03関東信越
								03関東信越
								04東海北陸
								05近畿
								06中国四国
								06中国四国
								08九州
								09沖縄
								01北海道
								02東北
		薬剤師						03関東信越
								03関東信越
								03関東信越
								03関東信越
								03関東信越
								04東海北陸
								04東海北陸
								05近畿
								05近畿
								06中国四国
								07四国
								08九州

- (注記事項)
1. 各施設に対して、約1年前から事前に申し入れを行った上で、調整を進めていく必要がある。なお、合同庁舎会議室等、国有財産の利用については、現行の規模の範囲内かつ予約が空いている場合のみ使用を認めるが、予約が埋まっている場合等は民間事業者が自ら会場の確保をする必要がある。

2. 受験者数、受験室数、監督員等及び会場責任者・看護師等は、1日あたりの数量を記載している。
※医師試験・歯科医師試験・薬剤師試験は2日間を要する。

3. 令和5年度のうち、経済連携協定（EPA）に基づく看護師国家試験受験者用の試験室数は以下のとおり。
北海道：教室1（1人） 宮城：教室1（11人） 東京：教室1（82人） 新潟：教室1（1人） 愛知：教室1（74人）、
石川：教室1（6人） 大阪：教室1（63人） 広島：教室1（7人） 香川：教室1（6人） 福岡：教室1（49人）
合計：教室10（300人）

令和6年度のうち、経済連携協定（EPA）に基づく看護師国家試験受験者用の試験室数は以下のとおり。
北海道：教室1（1人） 宮城：教室1（10人） 東京：教室2（80人） 新潟：教室1（1人） 愛知：教室1（63人）、
石川：教室1（7人） 大阪：教室1（70人） 広島：教室1（6人） 香川：教室1（7人） 福岡：教室1（51人）
合計：教室11（296人）

4. 令和7年度については各試験の試験日が2月以降であるため、試験会場は予定を記載しており、受験者数、受験室数、会場借料、監督員等人数、会場責任者・看護師等人数は、記載していない。

合格発表について

合格発表の掲示については、厚生労働省ホームページにおいてのみ合格発表を実施した。

願書受付件数（件）

（別表４－１）

（単位：人）

			R5年度	R6年度	R7年度
	医師	北海道	393	373	383
		東北	901	894	898
		関東	3,717	3,670	3,694
		東海	1,502	1,457	1,480
		近畿	1,518	1,551	1,535
		中国	615	600	608
		四国	610	585	598
		九州	1,247	1,283	1,265
		沖縄	112	131	122
		小計	10,615	10,544	10,580
	歯科医師	北海道	148	149	149
		東北	271	219	245
		関東	1,668	1,596	1,632
		東海	313	359	336
		近畿	548	512	530
		中国	88	82	85
		九州	532	514	523
		小計	3,568	3,431	3,500
	保健師	北海道	155	158	157
		東北	609	568	589
		関東	2,974	2,892	2,933
		東海	1,321	1,355	1,338
		近畿	1,183	1,142	1,163
		中国	469	472	471
		四国	392	402	397
		九州	620	606	613
		沖縄	122	121	122
		小計	7,845	7,716	7,781
	助産師	北海道	66	65	66
		東北	165	174	170
		関東	742	677	710
		東海	281	270	276
		近畿	423	421	422
		中国	111	104	108
		四国	88	85	87
		九州	258	239	249
		沖縄	36	31	34
		小計	2,170	2,066	2,118

			R5年度	R6年度	R7年度
看護師		北海道	2,974	2,964	2,969
		東北	4,404	4,266	4,335
		関東	20,664	20,839	20,752
		東海	8,292	8,324	8,308
		近畿	10,942	10,813	10,878
		中国	3,615	3,520	3,568
		四国	3,313	3,240	3,277
		九州	8,852	8,982	8,917
		沖縄	876	875	876
		小計	63,932	63,823	63,878
診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士・作業療法士	診療放射線技師	北海道	214	239	227
		東北	203	221	212
		関東	1,435	1,463	1,449
		東海	488	501	495
		近畿	770	847	809
		中国	134	233	184
		四国	162	106	134
		九州	482	466	474
		小計	3,888	4,076	3,982
	臨床検査技師	北海道	239	309	274
		東北	109	145	127
		関東	2,237	2,245	2,241
		東海	561	612	587
		近畿	921	954	938
		中国	176	185	181
		四国	311	289	300
		九州	727	691	709
		沖縄	31	41	36
		小計	5,312	5,471	5,392
	理学療法士・作業療法士	北海道	954	988	971
		東北	1,409	1,530	1,470
		関東	5,978	5,934	5,956
		東海	2,144	2,259	2,202
		近畿	4,207	4,189	4,198
		四国	853	846	850
		九州	3,354	3,144	3,249
		沖縄	353	335	344
		小計	19,252	19,225	19,239

			R5年度	R6年度	R7年度
	視能訓練士	関東	584	531	558
		近畿	427	418	423
		小計	1,011	949	980
	管理栄養士	北海道	839	879	859
		東北	1,280	1,306	1,293
		関東	6,296	6,241	6,269
		東海	2,230	2,155	2,193
		近畿	3,534	3,392	3,463
		中国	1,464	1,428	1,446
		九州	2,063	2,079	2,071
		沖縄	183	188	186
		小計	17,889	17,668	17,779
	薬剤師	北海道	559	569	564
		東北	1,178	1,066	1,122
		関東	5,811	5,766	5,789
		東海	1,971	1,851	1,911
		近畿	2,872	2,881	2,877
		中国	749	773	761
		四国	436	423	430
		九州	1,542	1,497	1,520
		小計	15,118	14,826	14,972
	合計		150,600	149,795	150,198

(注記事項)

R7年度の願書受付の締め切りは1月中であるため、R7年度の件数は見込み(R5年度、R6年度の平均値)を計上している。

(別表 4 - 2)
(単位：人)

提出方法別の願書受付件数（件）

			来訪受付件数			郵送受付件数		
			R5年度	R6年度	R7年度	R5年度	R6年度	R7年度
	医師	北海道	135	141	138	258	232	245
		東北	10	7	9	891	887	889
		関東	833	697	765	2,884	2,973	2,929
		東海	55	47	51	1,447	1,410	1,429
		近畿	162	170	166	1,356	1,381	1,369
		中国	14	13	14	601	587	594
		四国	7	7	7	603	578	591
		九州	42	37	40	1,205	1,246	1,226
		沖縄	107	126	117	5	5	5
		小計	1,365	1,245	1,305	9,250	9,299	9,275
	歯科医師	北海道	25	18	22	123	131	127
		東北	11	9	10	260	210	235
		関東	475	306	391	1,193	1,290	1,242
		東海	41	38	40	272	321	297
		近畿	48	90	69	500	422	461
		中国	12	9	11	76	73	75
		九州	23	19	21	509	495	502
		小計	635	489	562	2,933	2,942	2,938
	保健師	北海道	5	21	13	150	137	144
		東北	7	5	6	602	563	583
		関東	141	105	123	2,833	2,787	2,810
		東海	57	25	41	1,264	1,330	1,297
		近畿	66	51	59	1,117	1,091	1,104
		中国	140	42	91	329	430	380
		四国	6	8	7	386	394	390
		九州	10	32	21	610	574	592
		沖縄	120	43	82	2	78	40
		小計	552	332	442	7,293	7,384	7,339
	助産師	北海道	4	19	12	62	46	54
		東北	3	0	2	162	174	168
		関東	26	4	15	716	673	695
		東海	2	4	3	279	266	273
		近畿	2	0	1	421	421	421
		中国	12	9	11	99	95	97
		四国	3	1	2	85	84	85
		九州	1	4	3	257	235	246
		沖縄	36	31	34	0	0	0
		小計	89	72	81	2,081	1,994	2,038
	看護師	北海道	366	405	386	2,608	2,559	2,584
		東北	238	120	179	4,166	4,146	4,156
		関東	1,220	1,166	1,193	19,444	19,673	19,559
		東海	717	291	504	7,575	8,033	7,804
		近畿	919	799	859	10,023	10,014	10,019
		中国	109	273	191	3,506	3,247	3,377
		四国	153	119	136	3,160	3,121	3,141
		九州	521	559	540	8,331	8,423	8,377
		沖縄	248	162	205	628	713	671
		小計	4,491	3,894	4,193	59,441	59,929	59,685

			来訪受付件数			郵送受付件数		
			R5年度	R6年度	R7年度	R5年度	R6年度	R7年度
診療放射線技師	北海道	80	94	87	134	145	140	
	東北	5	7	6	198	214	206	
	関東	228	111	170	1,207	1,352	1,280	
	東海	10	13	12	478	488	483	
	近畿	120	132	126	650	715	683	
	中国	2	4	3	132	229	181	
	四国	9	11	10	153	95	124	
	九州	15	15	15	467	451	459	
	小計	469	387	428	3,419	3,689	3,554	
臨床検査技師	北海道	45	45	45	194	264	229	
	東北	9	12	11	100	133	117	
	関東	383	263	323	1,854	1,982	1,918	
	東海	69	84	77	492	528	510	
	近畿	134	146	140	787	808	798	
	中国	16	12	14	160	173	167	
	四国	9	6	8	302	283	293	
	九州	17	24	21	710	667	689	
	沖縄	27	6	17	4	35	20	
	小計	709	598	654	4,603	4,873	4,738	
理学療法士・作業療法士	北海道	129	155	142	825	833	829	
	東北	288	147	218	1,121	1,383	1,252	
	関東	419	376	398	5,559	5,558	5,559	
	東海	266	392	329	1,878	1,867	1,873	
	近畿	219	84	152	3,988	4,105	4,047	
	四国	108	171	140	745	675	710	
	九州	265	139	202	3,089	3,005	3,047	
	沖縄	22	2	12	331	333	332	
	小計	1,716	1,466	1,591	17,536	17,759	17,648	
視能訓練士	関東	134	39	87	450	492	471	
	近畿	2	2	2	425	416	421	
	小計	136	41	89	875	908	892	
管理栄養士	北海道	0	3	2	839	876	858	
	東北	1	0	1	1,279	1,306	1,293	
	関東	12	152	82	6,284	6,089	6,187	
	東海	2	0	1	2,228	2,155	2,192	
	近畿	11	6	9	3,523	3,386	3,455	
	中国	4	0	2	1,460	1,428	1,444	
	九州	0	0	0	2,063	2,079	2,071	
	沖縄	2	0	1	181	188	185	
	小計	32	161	97	17,857	17,507	17,682	
薬剤師	北海道	59	24	42	500	545	523	
	東北	62	87	75	1,116	979	1,048	
	関東	774	397	586	5,037	5,369	5,203	
	東海	262	250	256	1,709	1,601	1,655	
	近畿	499	201	350	2,373	2,680	2,527	
	中国	43	57	50	706	716	711	
	四国	13	22	18	423	401	412	
	九州	125	120	123	1,417	1,377	1,397	
	小計	1,837	1,158	1,498	13,281	13,668	13,475	
合計		12,031	9,843	10,937	138,569	139,952	139,261	

（注記事項）

R7年度の願書受付の締め切りは1月中であるため、R7年度の件数は見込み（R5年度、R6年度の平均値）を計上している。

訪問受付窓口（件）

（別表 5 - 1）

（単位：件）

			R5年度	R6年度	R7年度
	医師	北海道	16	21	19
		東北	10	7	9
		関東	209	235	222
		東海	38	35	37
		近畿	58	68	63
		中国	14	13	14
		四国	7	7	7
		九州	42	37	40
		沖縄	6	10	8
		小計	400	433	417
	歯科医師	北海道	25	18	22
		東北	11	9	10
		関東	88	71	80
		東海	29	38	34
		近畿	48	46	47
		中国	12	9	11
		九州	23	19	21
		小計	236	210	223
	保健師	北海道	3	4	4
		東北	7	5	6
		関東	45	23	34
		東海	21	22	22
		近畿	42	30	36
		中国	12	13	13
		四国	6	8	7
		九州	10	9	10
		沖縄	9	4	7
		小計	155	118	137
	助産師	北海道	3	2	3
		東北	3	0	2
		関東	12	4	8
		東海	2	1	2
		近畿	2	0	1
		中国	1	1	1
		四国	3	1	2
		九州	1	1	1
		沖縄	4	3	4
		小計	31	13	22

			R5年度	R6年度	R7年度
	看護師	北海道	107	130	119
		東北	83	84	84
		関東	545	582	564
		東海	182	164	173
		近畿	443	523	483
		中国	80	110	95
		四国	69	67	68
		九州	149	193	171
		沖縄	58	51	55
		小計	1,716	1,904	1,810
	診療放射線技師	北海道	12	13	13
		東北	5	7	6
		関東	25	49	37
		東海	10	13	12
		近畿	27	33	30
		中国	2	4	3
		四国	9	11	10
		九州	13	13	13
		沖縄	2	2	2
		小計	105	145	125
	臨床検査技師	北海道	8	10	9
		東北	9	12	11
		関東	182	142	162
		東海	13	21	17
		近畿	56	57	57
		中国	16	12	14
		四国	9	6	8
		九州	17	24	21
		沖縄	7	6	7
		小計	317	290	304
	理学療法士・作業療法士	北海道	24	30	27
		東北	33	24	29
		関東	155	136	146
		東海	56	57	57
		近畿	66	67	67
		中国	15	16	16
		四国	16	20	18
		九州	51	31	41
		沖縄	22	25	24
		小計	438	406	422

			R5年度	R6年度	R7年度
視能訓練士		北海道	0	0	0
		東北	3	3	3
		関東	10	5	8
		東海	3	3	3
		近畿	2	2	2
		中国	0	0	0
		四国	0	0	0
		九州	0	0	0
		沖縄	1	0	1
		小計	19	13	16
薬剤師	管理栄養士	北海道	0	3	2
		東北	1	0	1
		関東	12	21	17
		東海	2	0	1
		近畿	11	6	9
		中国	4	0	2
		四国	0	0	0
		九州	0	0	0
		沖縄	2	0	1
		小計	32	30	31
		北海道	30	24	27
		東北	62	87	75
		関東	253	238	246
		東海	52	50	51
		近畿	156	201	179
		中国	43	57	50
		四国	13	22	18
		九州	125	120	123
		小計	734	799	767
	合計		4, 183	4, 361	4, 272
	合計内訳	北海道	228	255	242
		東北	227	238	233
		関東	1, 536	1, 506	1, 521
		東海	408	404	406
		近畿	911	1, 033	972
		中国	199	235	217
		四国	132	142	137
		九州	431	447	439
		沖縄	111	101	106
		小計	4, 183	4, 361	4, 272

(注記事項)

R7年度の件数は見込み（R5年度、R6年度の平均値）を計上している。

(別表 5-2)

電話受付窓口（件）

（単位：件）

	R5年度	R6年度	R7年度
医師	910	785	848
歯科医師	325	264	295
保健師	514	356	435
助産師	156	103	130
看護師	3,752	4,164	3,958
診療放射線技師	125	139	132
臨床検査技師	475	357	416
理学療法士・作業療法士	906	871	889
視能訓練士	67	31	49
管理栄養士	3,987	3,363	3,675
薬剤師	878	882	880
合計	12,095	11,315	11,705

（注記事項）

R7年度の件数は見込み（R5年度、R6年度の平均値）を計上している。

電話受付窓口は事務局本部（東京）のみ設置

(別表 6)
(単位：件)

卒業見込み証明書受付件数（件）

		R5年度	R6年度	R7年度
	医師	88	90	89
	歯科医師	29	33	31
	保健師	292	300	296
	助産師	217	221	219
	看護師	1,052	1,031	1,042
	診療放射線技師	54	55	55
	臨床検査技師	107	107	107
	理学療法士・作業療法士	466	471	469
	視能訓練士	26	27	27
	管理栄養士	152	151	152
	薬剤師	75	76	76
	合計	2,558	2,562	2,560

(注記事項)

R7年度の願書受付の締め切りは1月中であるため、R7年度の件数は見込み（R5年度、R6年度の平均値）を計上している。

2. 従来の実施に要した人員

	4月～9月	10月～3月
人件費（プロジェクト管理職）		
R5年度	22人／1ヶ月あたり	30人／1ヶ月あたり
うち、変更契約に係る追加人員	0人／1ヶ月あたり	0人／1ヶ月あたり
R6年度	22人／1ヶ月あたり	30人／1ヶ月あたり
うち、変更契約に係る追加人員	0人／1ヶ月あたり	0人／1ヶ月あたり
R7年度	-	-
人件費（プロジェクトスタッフ）		
R5年度	0人／1ヶ月あたり	46人／1ヶ月あたり
うち、変更契約に係る追加人員	0人／1ヶ月あたり	0人／1ヶ月あたり
R6年度	0人／1ヶ月あたり	46人／1ヶ月あたり
うち、変更契約に係る追加人員	0人／1ヶ月あたり	0人／1ヶ月あたり
R7年度	-	-

（注記事項）

毎年の実施状況を踏まえて人員の見直しを図っている。

主任監督員、監督員等について、請負事業者の職員の他（登録社員、派遣社員）は含めない。

令和5年度及び令和6年度については、新型コロナウイルス感染症対策の見直しに係る変更契約を行った。

（業務従事者に求められる知識・経験等）

試験実施事業の公平・厳正な実施を確保する観点から、特に責任者の立場として常勤で業務に従事する者については、国家試験、公的試験又はこれらに類する試験の監督や出願受付業務を経験した者であることに加え、試験執行を的確に遂行するための知識・リーダーシップ、願書受付・会場確保をスムーズに行うための企画力・知識などが望まれる。

（業務の繁閑の状況とその対応）

本件業務の国家試験は、各試験ごとに年1回（1月下旬～3月上旬）実施される。

試験は例年9月又は10月にその年度の実施が公告され、受験願書の受付・審査（11月～1月）及び受験票の発送（2月）の時期には、請負事業者の職員に加え、派遣職員を活用して対応している。

また、受験資格について取得見込で受験した者について事後提出書類の受付・審査（3月）があるが、当該事務については基本的に請負事業者の職員が対応している。

試験当日の立会業務への対応については、主任監督員、監督員等について請負事業者の職員の他、登録社員、派遣社員により対応している。

例年、願書の受付時期である11月から受験票等の発送を完了する2月、そして試験会場の運営業務が完了する3月までが事務の繁忙期となる。

厚生労働省ホームページにおいてのみ合格発表を実施した。

＜参考＞年間スケジュール概要

○受験願書配布期間 10月上旬～1月中旬

○受験願書受付期間 11月上旬～1月中旬

○試験期日 1月下旬～3月上旬

※日程については例年上記の日程で実施しているが、一定程度変更する場合があります。

※試験会場の確保については、試験日程が大学等のいわゆる受験シーズンと重なることから、会場に適した施設が確保しづらい場合があるので、十分に留意して対応する必要がある。

3 従来の実施における達成基準

		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
(医師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	1	0	2	0		
(歯科医師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0		
(保健師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0		

		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
(助産師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0		
(看護師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	2	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	1	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	2	0	0	0		
(診療放射線技師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0		

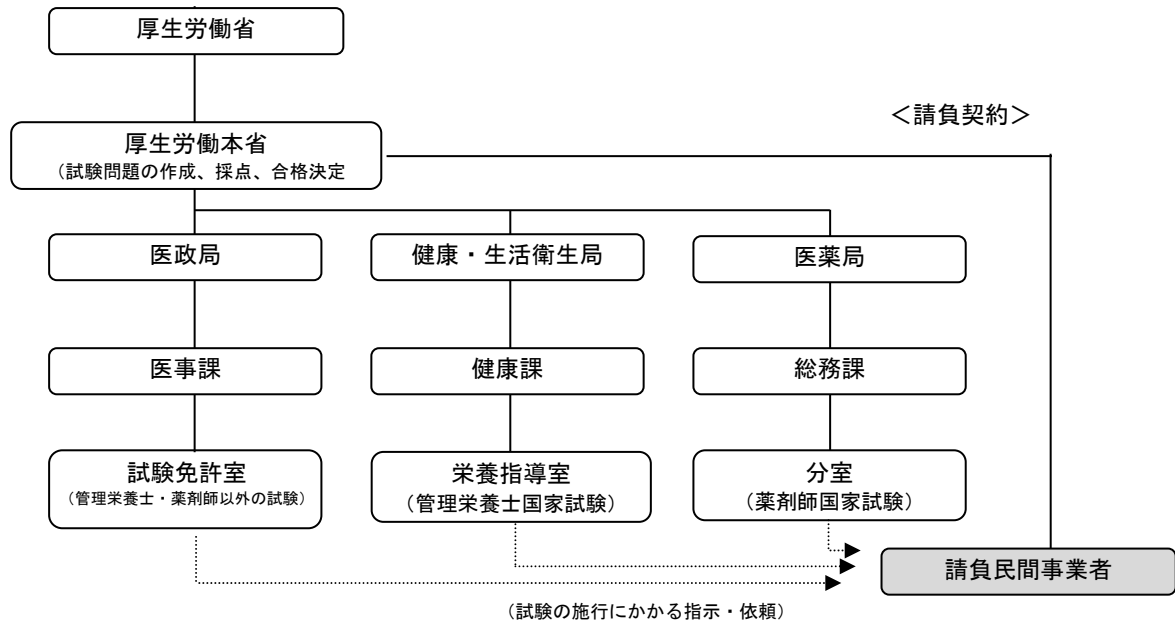
		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
(臨床検査技師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0		
(理学療法士)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	1	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	1	0	0	0		
(作業療法士)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0		

		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
(視能訓練士)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	1	0	0	0		
(管理栄養士)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	1	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0		
(薬剤師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	1	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0		
(注意事項)							
医師国家試験等を適正、確実かつ公正に実施するため、試験実施に当たり不正受験の防止に努め、試験問題の事前漏洩、正味時間の確保、本人確認・出欠確認の適切な遂行、確実な答案用紙の回収を行う必要がある。							
また、受験願書の配付に当たっては配付漏れのないように、受験票の発送洩れ、誤発送のないようにする必要がある。							
多数の受験者に対応するため適切な試験会場を確保する必要がある。							
令和7年度の実績については各試験の試験日が2月以降であるため記載していない。							

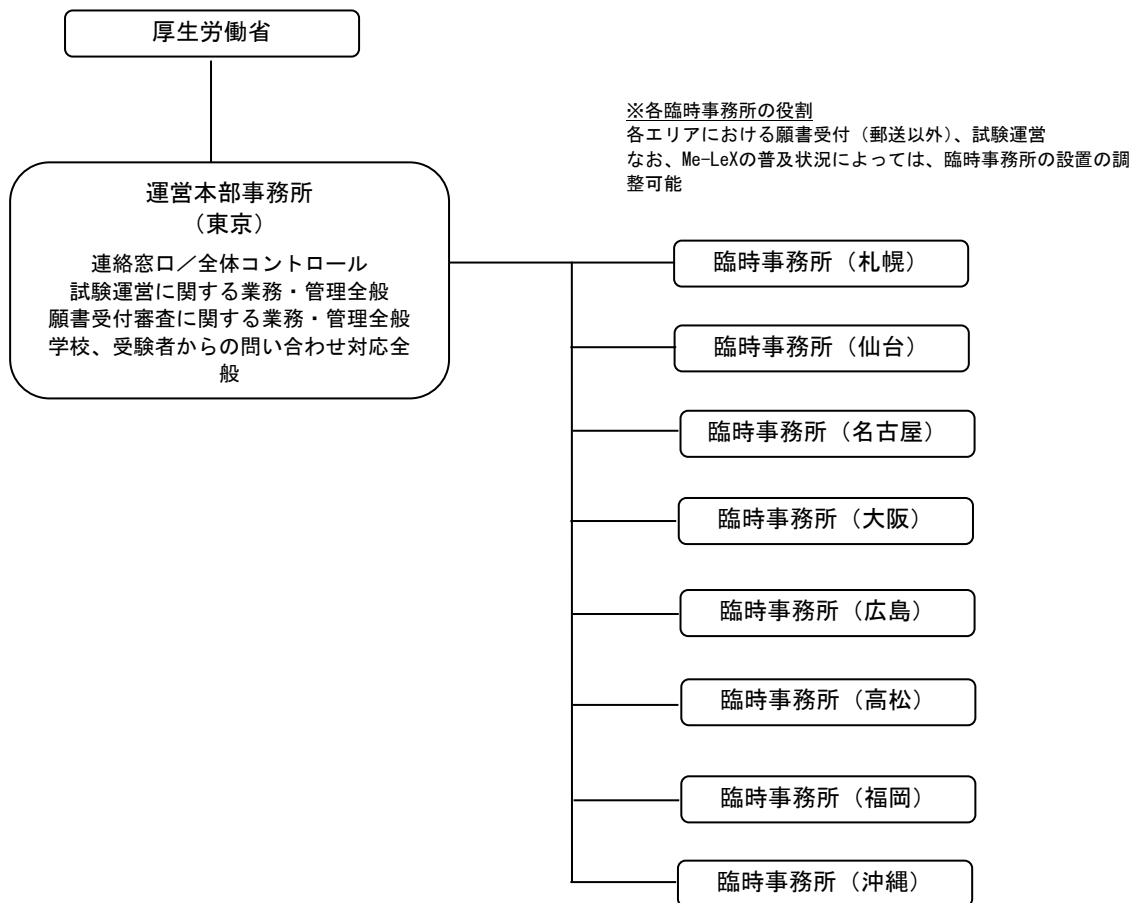
4 従来の実施方法等

(1) 実施にかかる組織体制

①全体の体制

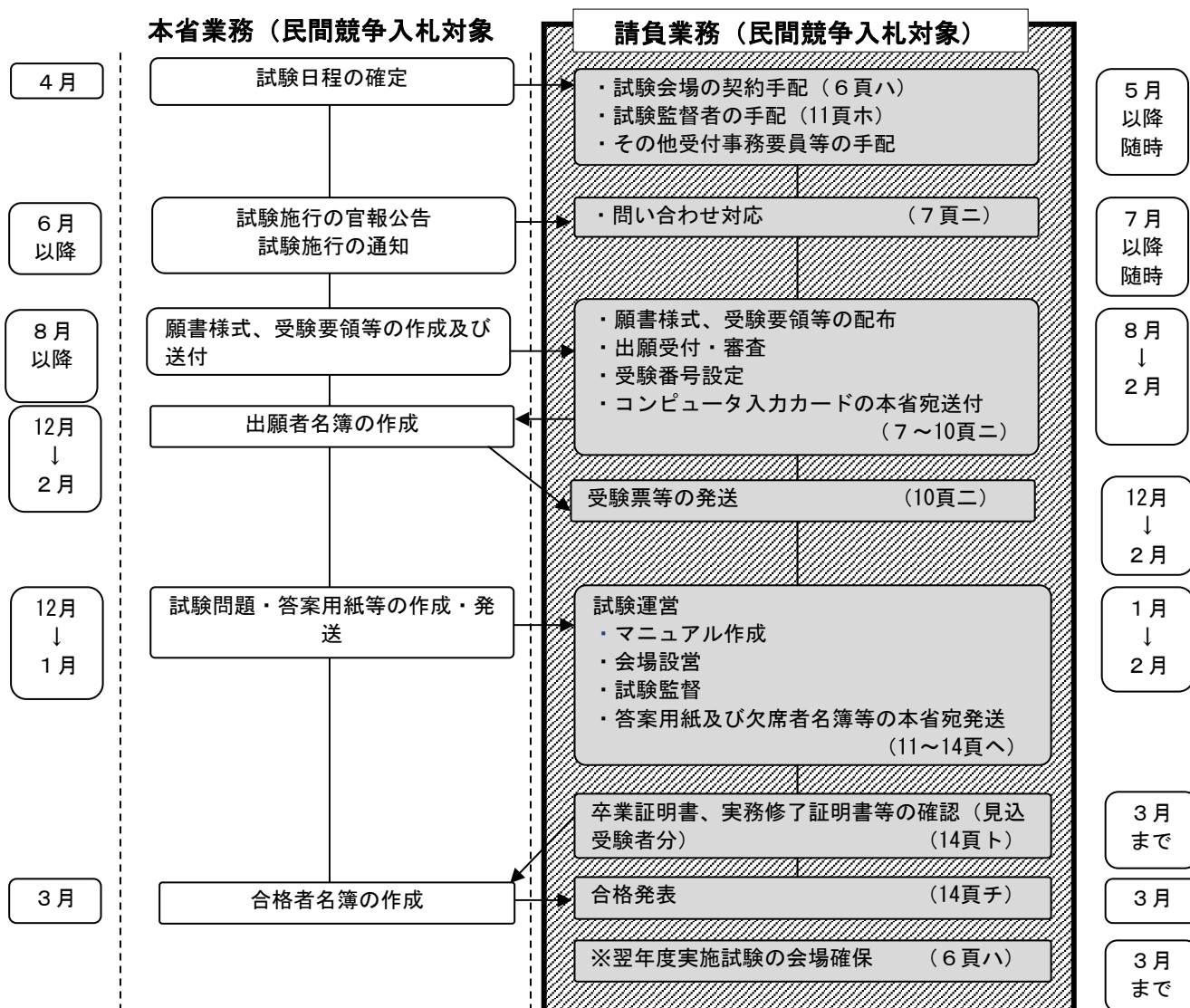


②請負民間事業者の体制

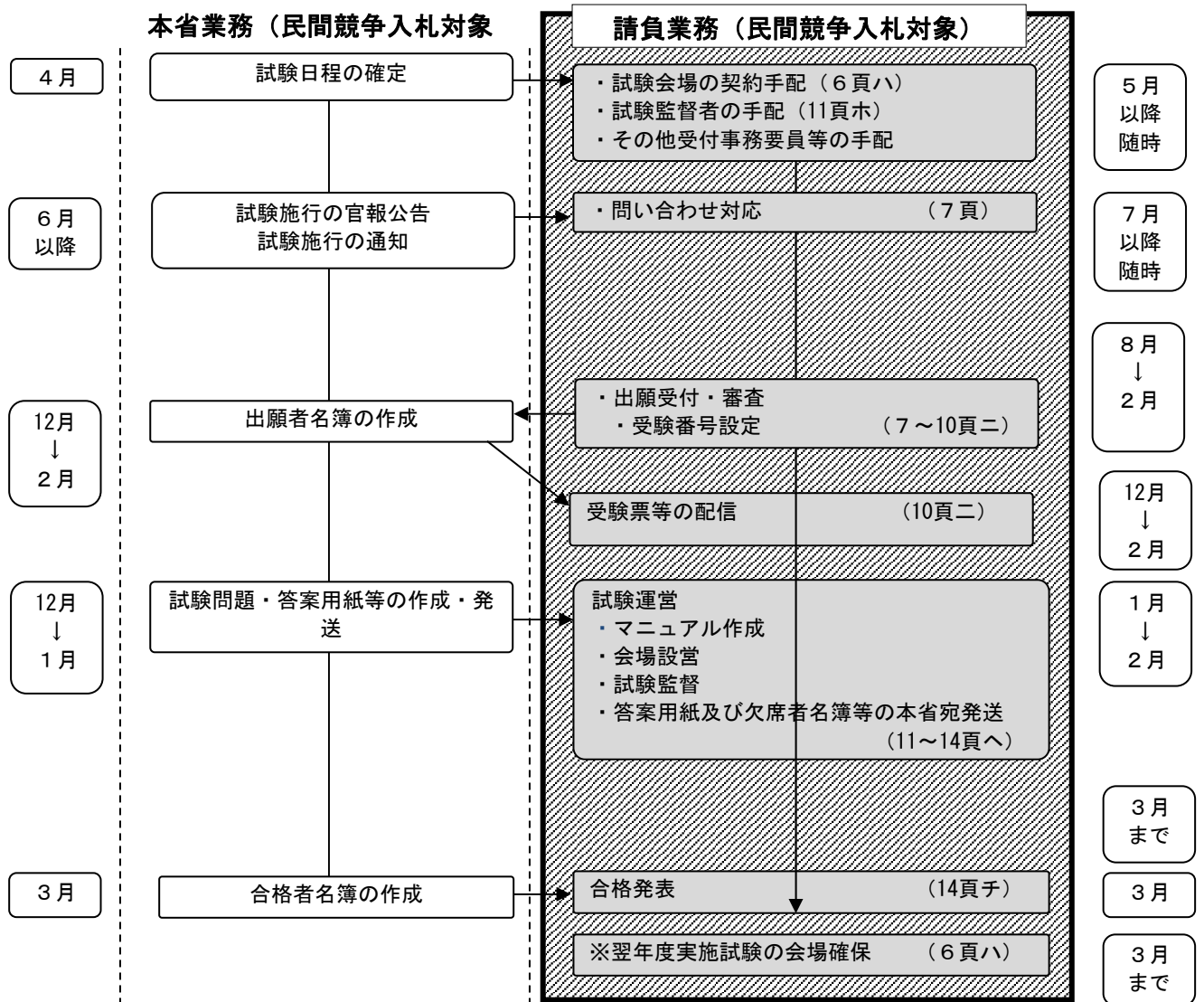


(2) 業務フローについて

① 紙申請の場合



② システム申請の場合



(別紙3)

個人情報に関する取扱い

(定義)

第1条 本契約における個人情報とは、厚生労働省（以下「甲」という。）から民間事業者（以下「乙」という。）に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

(秘密保持)

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改ざん及び漏洩などの事故等（以下『事故等』と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の使用)

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

(複製等)

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

(管理)

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

る。

- (1) 個人情報の取扱い責任者
- (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
- (3) 個人情報の授受、移送方法
- (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」という。）の方法
- (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
- (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、媒体等への技術的安全装置の内容
- (7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」という。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（情報管理体制）

第6条 乙は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次に掲げる体制を確保し、当該体制を確保していることを証明するため、事業担当部局に対し「情報取扱者名簿」（当該業務に従事する者のうち、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者の名簿をいう。業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。）及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等）」（業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。）を提出すること。

（作業の実施体制・方法）

第7条 乙は、本業務の「作業計画書」を作成し、甲に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。

2 乙は、本業務の実施に当たっては、各作業工程別に責任者を定めるとともに、調査票等の管理に万全を期さなければならない。また、個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報の管理状況を記録すること。さらに、本業務の責任者の職名・氏名、作業の従事人数及び個人情報の管理状況について、あらかじめ書面で甲に提出すること。

3 乙は、本業務の進捗状況について、定期的に書面等で報告すること。また、厚生労働省が求めた場合にあっては、速やかに報告すること。

（作業場所）

第8条 乙は、本業務の作業場所等については、以下の要件を満たすことがわかる

資料を提出すること。

- (1) 作業場所及び作業に必要となる設備・機器、備品及び消耗品等は、受注業者の責任において用意すること。また、作業場所及び設備・機器については、併せて写真も添付すること。
- (2) 作業場所及びデータの保管場所は日本国内とすること。
- (3) 作業場所及びデータの保管場所における情報漏えいを防ぐため入退室管理等の対策が講じられていること。
- (4) 資料を保管する鍵付きの棚を用意すること。
- (5) 本業務で使用する機器に対し必要なセキュリティ対策等が講じられていること。

(確保すべき体制)

第9条 情報取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。

乙が本業務で知り得た情報について、事業担当部局が承認した場合を除き、乙の役員等を含め、情報取扱者名簿に記載のある者以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- 2 乙が本業務で知り得た情報について、事業担当部局が承認した場合を除き、受注者の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の乙に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、乙以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

※「情報取扱者名簿」には、情報管理責任者（当該業務の情報取扱いの全てに責任を有する者）、情報取扱管理者（当該業務の進捗管理等を行い、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者）、その他保護を要する情報を取り扱う可能性のある者について、氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等を、業務の一部を再委託する場合は再委託先も含めて、記載すること。

- 3 乙は、第6条の「情報取扱者名簿」及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等）」に変更がある場合は、予め事業担当部局に申請を行い、承認を得なければならないこと。
- 4 乙は、本業務で知り得た情報について、事業担当部局が承認した場合を除き、乙の役員等を含め、情報取扱者以外の者に伝達又は漏えいしてはならないこと。
乙は、本業務で知り得た情報について、事業担当部局が承認した場合を除き、乙の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、乙以外の者に伝達又は漏えいしてはならないこと。

（履行完了後の資料の取扱い）

第10条 乙は、事業担当部局から提供した資料又は事業担当部局が指定した資料の履行完了後の取扱い（返却、削除等）について、事業担当部局の指示に従うこと。

2 乙は、事業担当部局から提供した資料又は事業担当部局が指定した資料の履行完了後の取扱い（返却、削除等）について、甲から削除の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄し、別紙様式2「医師国家試験事業外11試験事業一式業務に係るデータ等の利用後の廃棄について」を甲に提出すること。

（個人情報の取得）

第11条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

（問合せ等）

第12条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

（個人情報の返還）

第13条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

（定例会議）

第14条 乙は、作業の進捗状況等を報告するため、甲との会議を定期的に行うこと。また、当該会議の開催を、第7条1項の「作業計画書」に記載すること。

2 当該会議の開催の都度、原則、3営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、甲の承認を得ること。

（事故発生時の対応等）

第15条 乙は、個人情報に関する事故等の発生による情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲（事業担当部局 厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室 電話番号03-3595-2433 及び 契約担当部局 厚生労働省大臣官房会計課経理室契約班 電話番号03-3595-2085）に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担にお

いて対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。

なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

- 3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

(再委託の取扱)

第16条 乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙3と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

(監査)

第17条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、本業務の履行状況を監督するため、甲が、乙の履行開始時(契約後約1月以内)に受注業者の作業場所やデータ保管場所の立入調査を行うこととする。ただし、データの保管にクラウドサービスを利用している等の理由により、データの保管場所への立入調査が困難な場合については、クラウドサービス業者との契約内容にセキュリティ上の問題がないことの説明の聴取をもって、立入調査に代えることができることとする。

また、甲は、必要があると認めた場合において乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙3上の義務の遵守状況を確認できるものとする。

なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。

- 3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。
- 4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できる

ものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(通報窓口の設置)

第18条 乙は、甲において設置している「受注業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口」の内容を社内で説明・周知するとともに、説明・周知した結果別紙様式1「通報窓口の周知完了報告書」により甲に報告すること。なお、甲において設置している「受注業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口」の内容については、以下のとおりである。

厚生労働省では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注業者に契約違反などがある場合に、受注業者の社員等からの通報を受け付けることができるよう専用窓口を設置しています。今般、貴社との契約を締結しましたので、当該契約について、今後、不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場合がありますら、次の専用窓口までご連絡ください。

(通報窓口) 厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

(1) 書面(郵送)の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室 宛

(2) FAXの場合

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

03-3595-2121

(3) メールの場合

keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp (専用メールアドレス)

令和 年 月 日

通報窓口の周知完了報告書

受託者名

当社が厚生労働省と契約しました「医師国家試験事業外 11 試験事業業務」の実施に当たりまして、厚生労働省では、受託業者が契約に違反した場合、受注業者の社員等から通報を受け付ける専用窓口を設置していることを、以下のとおり当社社員へ周知しましたので、報告します。

【周知方法】

（掲示板への掲示、メール等、周知の方法を具体的に記載すること。）

【周知内容】

（周知した内容を具体的に記載すること。）

令和 年 月 日

医師国家試験事業外 11 試験事業一式業務に係る
データ等の利用後の廃棄について

受託者名

業務履行中に作成・活用されたデータ等については、下記のとおり廃棄しましたので、報告します。

記

- 1 データの媒体等及び廃棄方法
(該当する①データの媒体等と②その廃棄方法の両方に○をつけてください。)
 - ・ ①電磁的記録媒体 — ②裁断
 - ・ ①紙媒体 — ②焼却 or 溶解 or 裁断
 - ・ ①外部ネットワークに物理的に接続していないパソコンのデータ — ②データ消去
 - ・ その他 ①(媒体等の種類を記載) — ②(廃棄方法を記載)※ ①と②の組み合わせがない場合も「その他」に記載願います。
- 2 廃棄が完了した年月日
令和 年 月 日
※上記 1 の廃棄が全て完了した年月日を記入してください。